

日進市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

日 進 市

目次

第1章 計画の策定趣旨

1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の対象施設	2
4 計画期間	2

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物の状況	3
2 インフラ資産の状況	9
3 将来人口の見通し	11
4 財政収支の状況	12

第3章 公共施設等の修繕等・更新に係る課題の検討

1 修繕等に係る中長期的な経費の見込み(総務省モデル)	16
2 充当可能な財源の見込み(総務省モデル)	19
3 修繕等に係る経費の見込みと充当可能な財源の見込みの比較(総務省モデル)	22
4 修繕等に係る中長期的な経費の見込み(日進市モデル)	23
5 充当可能な財源の見込み(日進市モデル)	25
6 修繕等に係る経費の見込みと充当可能な財源の見込みの比較(日進市モデル)	27
7 公共建築物の更新に係る課題の検討(日進市モデル)	30

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状と課題の整理	35
2 公共施設等の管理に関する基本方針	36
3 公共施設等の管理に関する取組み方針	40
4 フォローアップの実施方針	41

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共建築物の管理に関する基本方針	43
2 インフラ資産の管理に関する基本方針	57

※本文中の表やグラフの数値については、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

第1章 計画の策定趣旨

1 計画策定の目的

本市では、昭和40年代から50年代の人口急増に伴う行政需要の増大期において、庁舎や学校教育系施設をはじめとした多くの公共建築物が整備されてきました。現在、これら公共建築物の約4割は、建築後30年を経過しており、大規模修繕や建替え（以下、「更新」という。）などの老朽化対策が必要となる時期を迎えています。

また、道路や下水道などのインフラ資産を含めるとさらに膨大なストック量となり、今後は、老朽化した多くの公共建築物及びインフラ資産（以下、「公共施設等」という。）の更新・大規模修繕費用の増大と一定の年度への集中が懸念されます。

そのため、今後の行政運営は、老朽化対策に係る費用が増大し、大きな財政負担となることが見込まれるとともに、高齢化による人口構造や社会的ニーズの変化など、建設当時からの社会情勢の変化への対応が課題となっていきます。

上記の背景を踏まえ、本市では、今後の人口動態や財政状況などを踏まえた長期的な視点をもって、公共施設等の更新・修繕などを総合的かつ計画的に行うため、公共施設等総合管理計画を策定しました。

2 計画の位置付け

公共施設等総合管理計画は、平成25年11月29日に国のインフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議で決定された「インフラ長寿命化基本計画（基本計画）」における、市町村版の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するもので、平成26年4月22日に総務省が策定した「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に基づき策定するものです。

また、本計画は、学校や道路などの施設類型ごとの計画（以下、「個別施設計画及び修繕計画」という。）の上位計画として位置付けられることとなります。

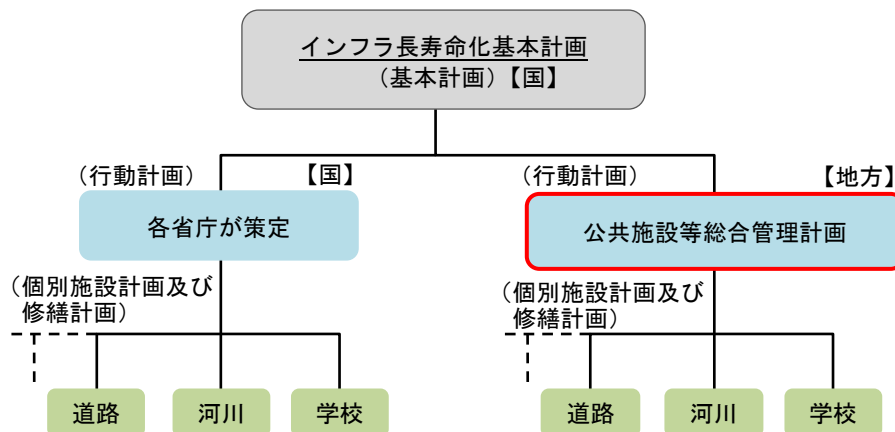


図 1-1 インフラ長寿命化計画の体系図

3 計画の対象施設

本計画の対象施設は、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」において、「公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物」とされていることから、市が保有する全ての公共施設等とします。

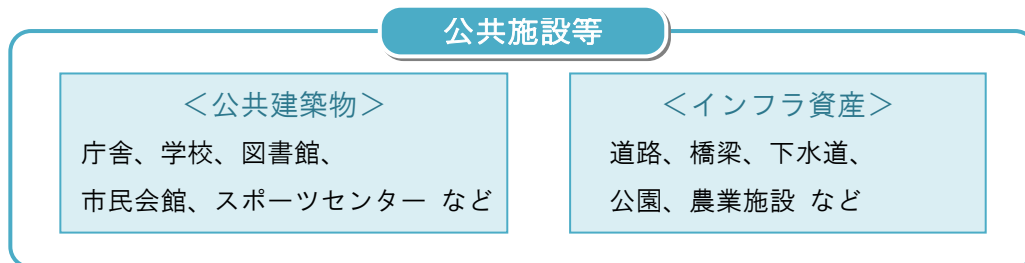


図 1-2 本計画の対象施設

4 計画期間

本市では、学校教育系施設を中心として、昭和 40 年代から昭和 50 年代にかけて建設された施設が多く、公共建築物の耐用年数を 60 年とすると、今後 40 年の間に約 6 割の施設が更新時期を迎えることとなります。そのため、平成 29 年度（2017 年度）から平成 68 年度（2056 年度）までの 40 年間を計画期間とし、長期的な視点をもって、公共施設等の管理に関する基本方針を定めるものとします。

また、総合計画等の上位・関連計画、社会情勢及び財政収支の変化などを踏まえ、計画期間内であっても、原則として 10 年ごとに計画の見直しを行うことを基本とします。

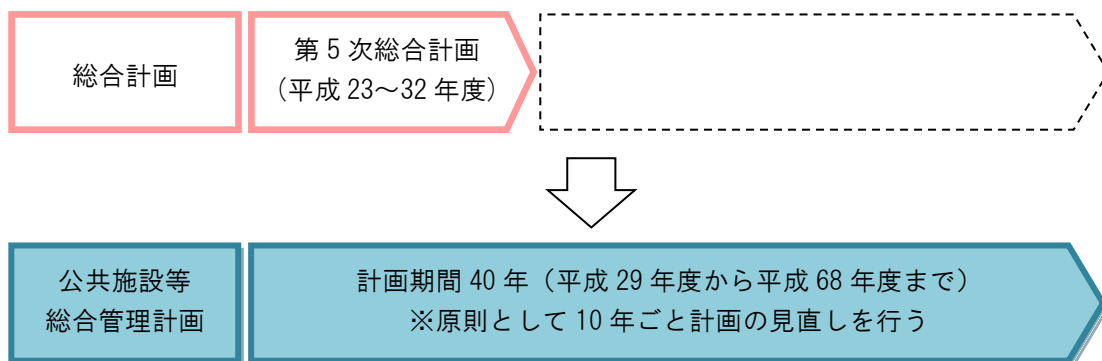


図 1-3 計画期間

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共建築物の状況

1-1 公共建築物の保有量

計画の対象とする公共建築物の保有量は、全143棟（57施設）、延床面積で約21万㎡です。

表 2-1 公共建築物の保有量

施設区分	対象施設	施設数	棟数	延床面積 (㎡)	面積 割合
市民文化系施設	市民会館、生涯学習プラザ等	4	4	8,655	4.1%
社会教育系施設	図書館、明治記念館等	4	5	7,208	3.4%
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツセンター等	3	7	20,408	9.8%
学校教育系施設	小学校、中学校、給食センター等	15	85	134,945	64.6%
子育て支援施設	保育園等	12	16	13,086	6.3%
保健・福祉施設	保健センター、福祉会館等	12	17	14,033	6.7%
医療施設	休日急病診療所	1	1	338	0.2%
行政系施設	本庁舎、防災倉庫等	4	6	9,995	4.8%
公園	野方三ツ池公園交流館等	2	2	264	0.1%
総計		57	143	208,932	100.0%

※平成28年4月1日時点

※複合施設（異なる施設区分で構成される施設）は、施設区分ごとに1棟として計上

表 2-2 公共建築物の対象施設一覧表 (1/2)

用途	施設名称	所在地	小学校区	建築年度	築年数	棟数	延床面積 (合計)	構造	管理形態
市民文化系施設									
集会施設									
1	にぎわい交流館	蟹甲町中島277番地1	南	昭和57	34	1	519	S造	指定管理
文化施設									
2	市民会館	折戸町笠寺山62番地3	南	平成1	27	1	7,290	RC造	指定管理
3	生涯学習プラザ	浅田町西前田8番地7	西	平成5	23	1	627	S造	指定管理
4	ふれあい工房	岩崎町六坊乙9番地1	北	平成6	22	1	219	S造	指定管理
社会教育系施設									
図書館									
5	図書館	蟹甲町中島3番地	南	平成20	8	1	6,102	RC造	直営
博物館等									
6	明治記念館	赤池町屋下186番地4	西	昭和43	48	1	165	S造	直営
7	香久山古窯保護覆屋	香久山五丁目1905番地	香久山	平成5	23	1	108	S造	直営
8	岩崎城址公園	岩崎町市場67番地	北	昭和62	29	2	833	RC造	指定管理
スポーツ・レクリエーション系施設									
スポーツ施設									
9	スポーツセンター	蟹甲町家布58番地1	南	平成8	20	2	15,791	RC造	指定管理
10	日進市総合運動公園	岩藤町大清水919番地1	相野山	昭和62	29	4	3,437	RC造	指定管理
11	上納池スポーツ公園	浅田町西田面155番地1	西	平成18	10	1	1,180	RC造	指定管理
学校教育系施設									
小学校									
12	西小学校	浅田町東田面76番地	西	昭和47	44	6	8,059	RC造	直営
13	東小学校	米野木町北畑8番地3	東	昭和46	45	9	7,677	RC造	直営
14	北小学校	岩崎町芝内2番地1	北	昭和42	49	7	7,690	RC造	直営
15	南小学校	折戸町中屋敷70番地3	南	昭和48	43	7	9,633	RC造	直営
16	相野山小学校	北新町相野山1331番地3	相野山	昭和56	35	5	7,849	RC造	直営
17	香久山小学校	香久山五丁目1701番地	香久山	平成5	23	7	11,424	RC造	直営
18	梨の木小学校	折戸町梨子ノ木28番地13	梨の木	平成14	14	4	12,526	RC造	直営
19	赤池小学校	赤池三丁目2101番地	赤池	平成19	9	6	11,202	RC造	直営
20	竹の山小学校	竹の山四丁目502番地	竹の山	平成25	3	5	9,920	RC造	直営
中学校									
21	日進中学校	本郷町西原中通980番地1	北	昭和50	41	7	11,648	RC造	直営
22	日進西中学校	梅森町向江1597番地1	西	昭和53	38	7	13,130	RC造	直営
23	日進東中学校	藤島町相山77番地	東	昭和56	35	7	10,497	RC造	直営
24	日進北中学校	竹の山四丁目502番地	竹の山	平成25	3	6	9,920	RC造	直営
その他教育施設									
25	給食センター	本郷町西原23番地	北	平成13	15	1	3,527	S造	直営
26	教育支援センター	岩藤町大清水919番地1	相野山	平成17	11	1	244	S造	直営
子育て支援施設									
保育園									
27	西部保育園	赤池三丁目1403番地	赤池	昭和54	37	2	1,267	S造	直営
28	北部保育園	岩崎町野田35番地	竹の山	平成19	9	1	1,585	RC造	直営
29	中部保育園	浅田町平池35番地	西	平成10	18	1	1,497	RC造	直営
30	新う田保育園	岩崎町新う田93番地1他	北	平成21	7	1	1,679	RC造	直営
31	東部保育園	米野木町仲田35番地14	東	昭和50	41	2	1,080	S造	直営
32	南部保育園	折戸町孫三ヶ入29番地	南	昭和51	40	3	1,420	S造	直営
33	梅森保育園	梅森町上松288番地3	西	昭和52	39	1	781	S造	直営
34	三本木保育園	三本木町上川田9番地	東	昭和55	36	1	873	S造	直営
35	北新田保育園	北新町殿ヶ池中40番地	相野山	昭和55	36	1	1,001	S造	直営
36	米野木台西保育園	藤枝町廻間1番地1	東	平成27	1	1	1,349	S造	指定管理
幼児・児童施設									
37	にっしん子育て総合支援センター	栄四丁目1002番地2	梨の木	平成13	15	1	234	S造	指定管理
38	みなみ放課後子ども教室	折戸町中屋敷70番地3	南	平成18	10	1	320	S造	委託(直営)

表 2-3 公共建築物の対象施設一覧表 (2/2)

用途	施設名称	現在地	小学校区	建築年度	築年数	棟数	延床面積 (合計)	構造	管理形態
保健・福祉施設									
高齢福祉施設									
39	高齢者生きがい活動センター	蟹甲町中島267番地	南	昭和63	28	1	617	S造	指定管理
障害福祉施設									
40	障害者福祉センター (地域生活支援センター)	竹の山四丁目301番地	竹の山	平成24	4	1	428	W造	指定管理
児童福祉施設									
41	障害者福祉センター (子ども発達支援センター)	竹の山四丁目301番地	竹の山	平成24	4	1	567	W造	指定管理
保健施設									
42	保健センター	岩崎町兼場101番地1	北	昭和58	33	3	1,344	RC造	直営
その他社会福祉施設									
43	北部福祉会館	岩崎町大塚1034番地	北	平成19	9	1	1,622	RC造	直営
44	岩崎台・香久山福祉会館	香久山四丁目201番地14	香久山	平成15	13	3	1,828	RC造	直営
45	相野山福祉会館	北新町二段場920番地8	相野山	平成11	17	1	1,388	RC造	直営
46	西部福祉会館	赤池町下郷222番地	赤池	平成21	7	1	1,814	RC造	直営
47	東部福祉会館	米野木町仲田35番地23	東	昭和55	36	1	822	RC造	直営
48	南部福祉会館	折戸町寺脇123番地6	南	昭和58	33	2	657	S造	直営
49	中央福祉センター	蟹甲町中島22番地	南	平成7	21	1	2,882	RC造	指定管理
50	福祉情報センター	蟹甲町中島21番地	南	平成12	16	1	65	W造	指定管理
医療施設									
医療施設									
51	休日急病診療所	蟹甲町中島22番地	南	平成7	21	1	338	RC造	指定管理
行政系施設									
庁舎等									
52	本庁舎	蟹甲町池下268番地	南	昭和54	37	2	7,702	SRC造	直営
53	北庁舎	蟹甲町池下268番地	南	昭和37	54	1	1,762	RC造	直営
その他行政系施設									
54	中央環境センター	蟹甲町池下280番地1	南	平成11	17	2	426	S造	指定管理
55	防災倉庫	蟹甲町中島267番地1	南	昭和56	35	1	104	RC造	直営
公園									
公園内施設									
56	北高上緑地事務所	香久山一丁目3954番地	香久山	平成24	4	1	34	S造	直営
57	野方三ツ池公園交流館	折戸町定納79番地9	西	平成12	16	1	230	RC造	直営
合計						143	208,932		

※複数棟ある施設の建築年度と構造は、その施設の中で最も面積の大きい棟の情報を表示

※S造：鉄骨造、RC造：鉄筋コンクリート造、SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、W造：木造

※竹の山小学校・日進北中学校は、施設全体の延床面積と棟数を等分して表示

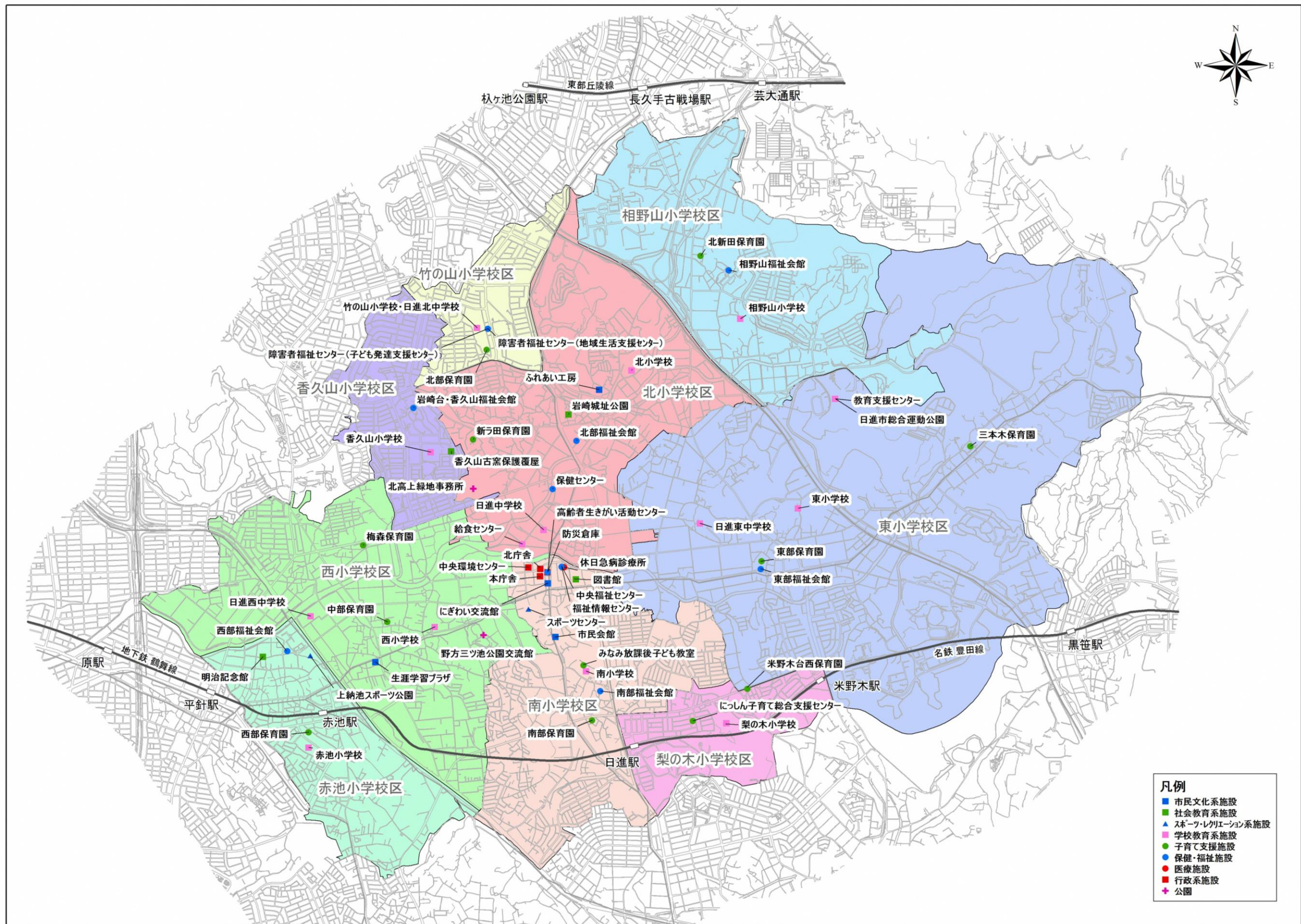


図 2-1 公共建築物の配置状況

1-2 用途別の延床面積の割合

市が保有する公共建築物の延床面積は、用途別に着目すると、学校が大半（62.9%）を占めており、次いでスポーツ施設、保育園、その他社会福祉施設の順に高くなっています。

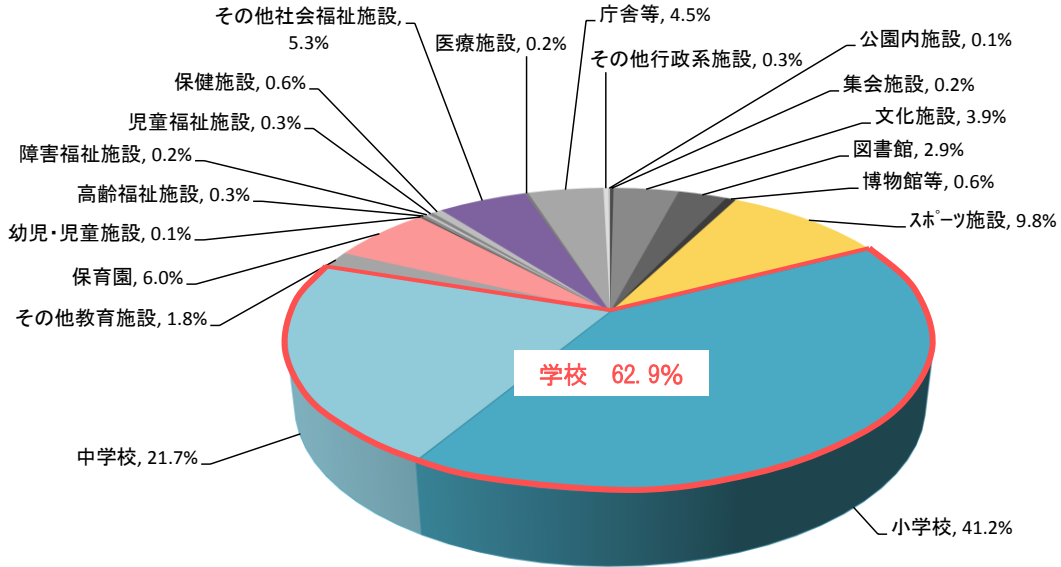


図 2-2 用途別の延床面積の割合

1-3 施設区分別の年度別整備状況

公共建築物の延床面積を建築年度ごとに見ると、昭和40年代から昭和50年代にかけて、学校教育系施設を中心に整備されてきました。また、近年の人口増加に伴う行政需要に対応して、学校教育系施設をはじめとした多くの公共建築物が整備されています。

延床面積が大きい施設としては、昭和54年度に本庁舎、平成元年度に市民会館、平成8年度にスポーツセンター、平成14年度に梨の木小学校、平成20年度に図書館、平成25年度に竹の山小学校・日進北中学校が整備されています。

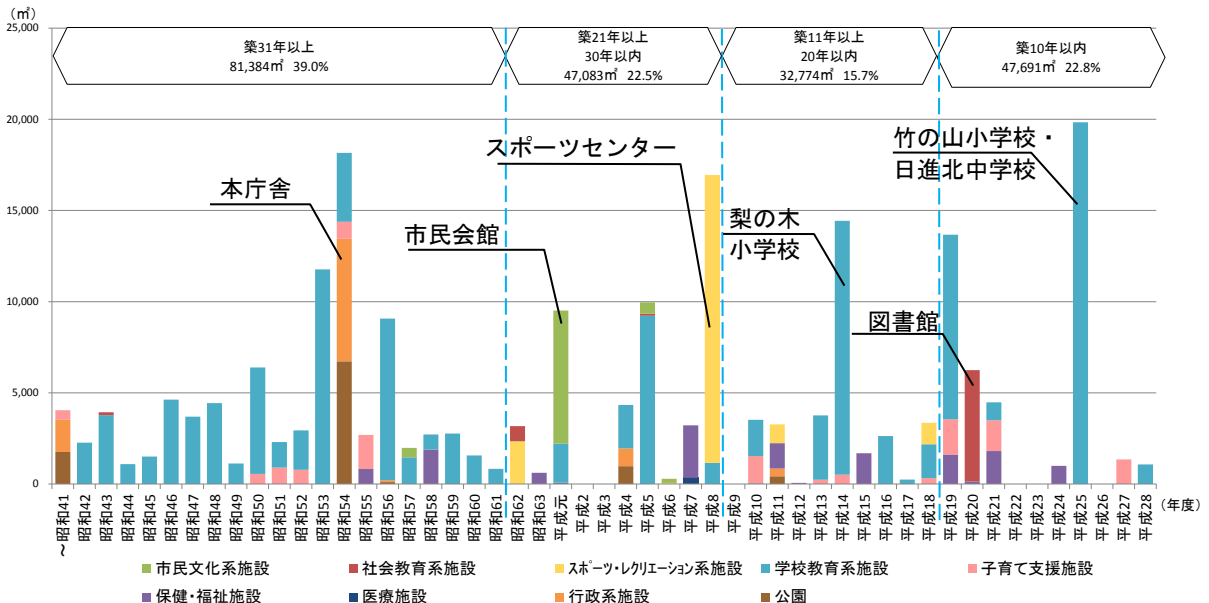


図 2-3 施設区分別の年度別整備状況

1-4 公共建築物の保有量に関する他市との比較

日進市の公共建築物の保有量について、全国や愛知県内での位置付けを把握するため、総務省が調査公表している「公共施設状況調経年比較表」の平成26年度の値（日進市は本計画に示す平成28年度4月1日時点の延床面積の値を使用）を基に、県内の類似団体（総務省の財政状況資料集（平成26年度）における市町村類型Ⅱ-1）との比較を行いました。

平成28年4月1日時点の本市の人口は88,256人であり、公共建築物の延床面積が208,932㎡であるため、市民一人あたりに換算すると2.37㎡/人となります。そのため、日進市の公共建築物の保有量は、愛知県の類似団体の平均（2.92㎡/人）や全国の類似団体の平均（3.84㎡/人）よりも少ないといえます。

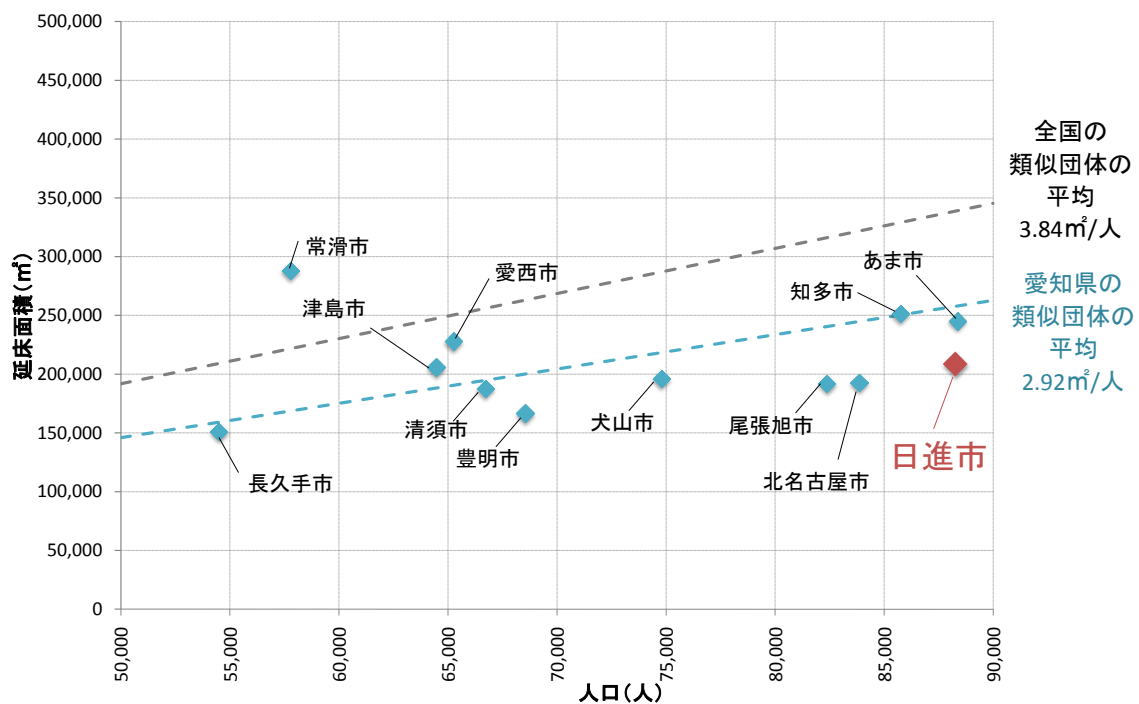


図 2-4 公共建築物の保有量に関する全国及び愛知県内の類似団体との比較

2 インフラ資産の状況

2-1 インフラ資産の保有量

計画の対象とするインフラ資産の保有量は、以下の通りです。

表 2-4 インフラ資産の保有量

施設区分	施設名称	単位	数量	備考
道路	幹線道路	m	61,874	
	生活道路	m	358,760	
	道路照明灯	基	383	重要路線
	道路案内標識	基	14	重要路線
	橋梁（15m以上）	橋	36	
	橋梁（15m未満）	橋	52	
	横断歩道橋	橋	8	重要路線
	駅前広場	箇所	3	
	カーブミラー	基	725	
	街路樹（高木のみ）	本	2,963	
	よう壁・のり面	箇所	38	重要路線
	雨水貯留施設	箇所	2	
河川	準用河川	km	3	
	普通河川	km	17	
	樋門・樋管	箇所	340	
	調整池	箇所	25	
	水路工作物	km	1,186	雨水管渠含む
治山・砂防施設	急傾斜地等保護法面	箇所	1	
公園	都市公園	箇所	60	都市緑地、近隣公園、街区公園
	広場、都市公園以外の公園	箇所	63	
	児童遊園、ちびっこ広場	箇所	46	
	運動公園	箇所	1	
	地区公園	箇所	1	
	歴史公園	箇所	1	
農業施設	ため池	箇所	42	
	農業用水	m	8,214	
下水道	下水道管路	km	254	
	マンホールポンプ	施設	25	
	下水道終末処理場	施設	2	北部浄化センター、南部浄化センター
	農業集落排水 管路	km	2.8	
	農業集落排水 処理場	施設	1	
防犯施設	共架式防犯灯	基	7,150	
	ポール式防犯灯	基	577	
消防・防災施設	防火水槽	基	220	飲料水兼用耐震性貯水槽含む
	防災無線施設	基	78	
	災害用資器材倉庫	箇所	65	
その他	自転車駐車場	箇所	6	

2-2 橋梁の年度別整備状況

市が管理する橋梁のうち、20年後には耐用年数（60年と仮定）を超過する橋梁が約26%となり、更新等に係る経費が増大することが予想されます。

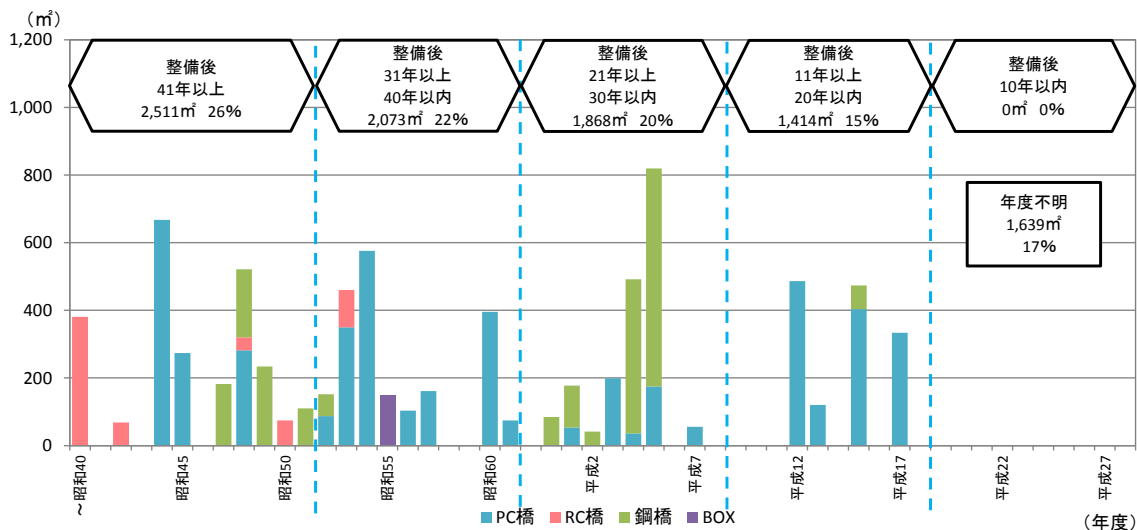


図 2-5 橋梁の年度別整備状況

2-3 下水道管路の年度別整備状況

市が管理する下水道管路のうち、20年後に耐用年数（50年と仮定）を超過する管路は全体の約14%とわずかですが、昭和59年以降に整備された比較的新しい管路をはじめ、およそ30年後からは、加速度的に更新が必要な管路が増加していくことが予想されます。

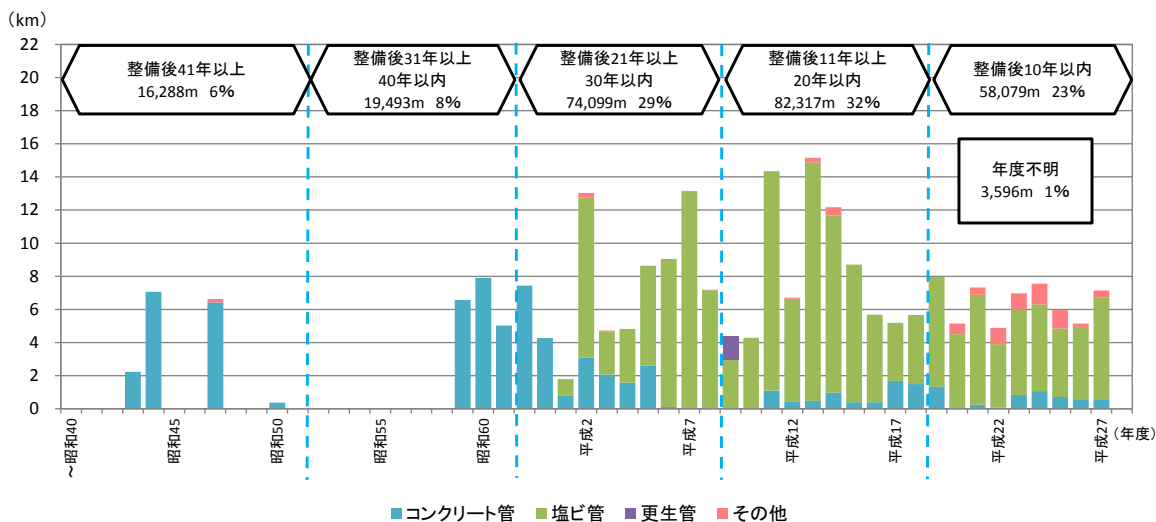


図 2-6 下水道の年度別整備状況

3 将来人口の見通し

「平成28年3月 日進市人口ビジョン・総合戦略」における将来推計値によると、平成27年度から平成67年度までの40年間に於いて、老年人口が約2倍に増加(16,884人⇒33,900人)することを主な要因として、総人口が約25%増加(87,622人⇒109,872人)する見込みとなっています。そのため、平成67年度には高齢化率が約31%となり、市民の約3人に1人が高齢者となることから、社会保障関連経費の増大と公共施設等に求められるニーズが大きく変化していくことが予想されます。

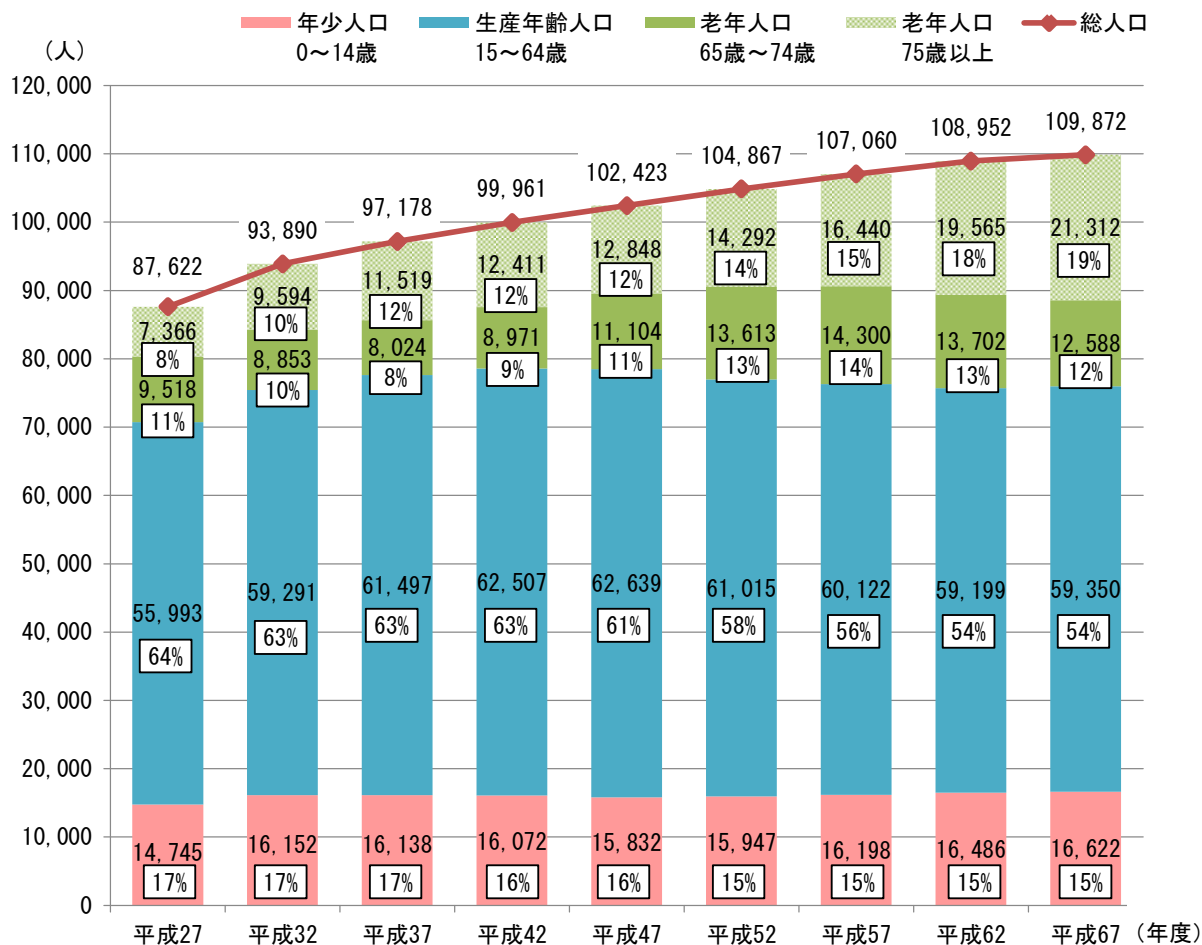


図2-7 平成27年度から平成67年度までの人口推計

4 財政収支の状況

4-1 歳入の推移・内訳

本市の普通会計の歳入は、平成18年度以降230億円前後と概ね一定の水準で推移しています。また、その内訳を見ると、市税収入は歳入総額の60%程度となっており、歳入のうち自主財源（市税、繰入金、繰越金、その他自主財源）の占める割合は70%程度となっています。

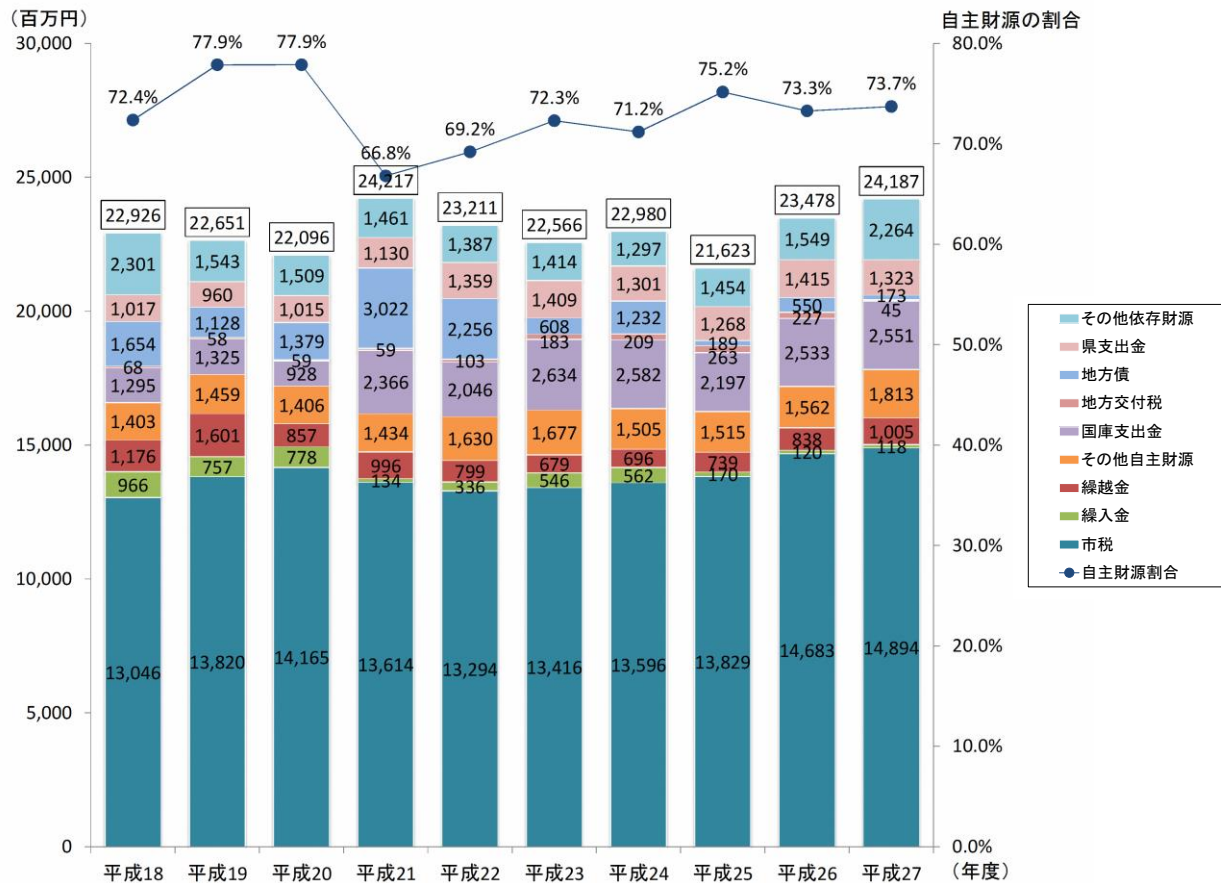


図 2-8 歳入の推移

4-2 歳出の推移・内訳

本市の普通会計の歳出は、平成18年度以降220億円前後と概ね一定の水準で推移しています。また、扶助費は、高齢化の進行に伴い年々増加しており、平成18年度から平成27年度にかけての10年間で約2.6倍となっています。一方、公共施設等の更新等に充当する普通建設事業費については、過去10年間の平均で1年あたり約31億円、過去5年間の平均で1年あたり約21億円と縮小傾向にあります。

今後は、老年人口の増加に伴う扶助費の増加などにより、市を取り巻く財政状況は、より一層厳しくなるものと想定されます。

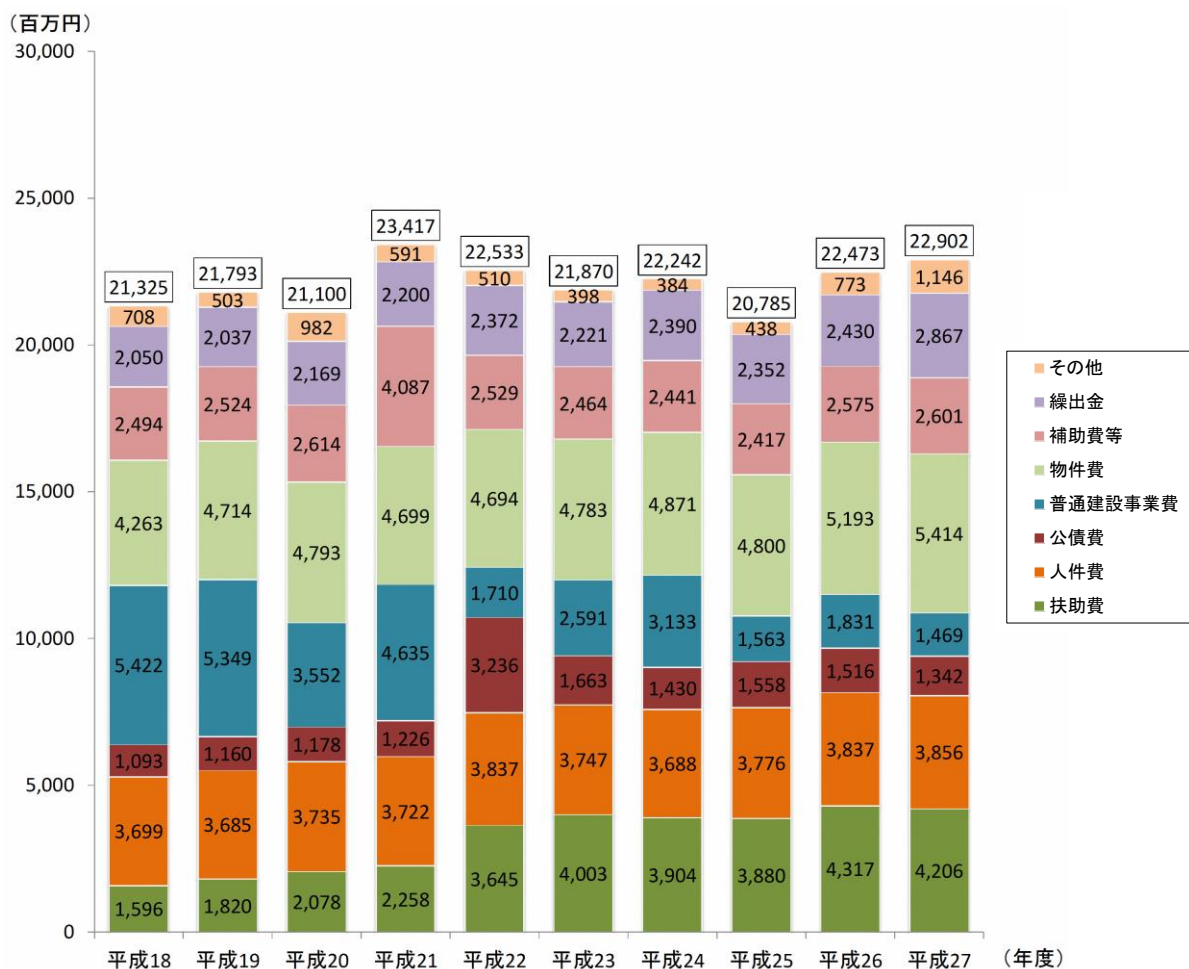


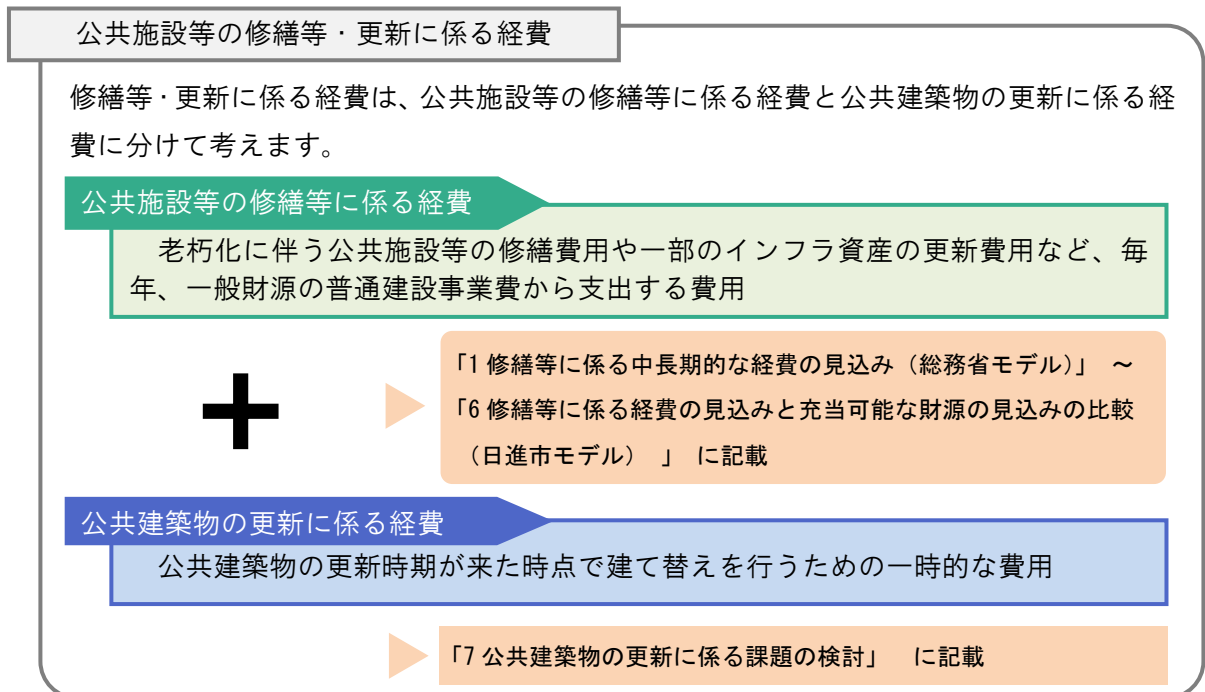
図 2-9 歳出の推移

第3章 公共施設等の修繕等・更新に係る課題の検討

現在保有する全ての公共施設等を維持した場合の財政面での課題を明確にするため、今後40年間に於ける公共施設等の修繕等・更新に係る中長期的な経費の見込みを試算し、これらの経費に充当可能な財源の見込みと比較を行います。

ここで、修繕等・更新に係る経費は、その財源の充当方法の違いにより、公共建築物とインフラ資産を含めた公共施設等の修繕等に係る経費と公共建築物の更新に係る経費に分けて考えるものとします。

修繕等に係る経費は、老朽化に伴う修繕費用や一部のインフラ資産の更新費用など、毎年、一般財源の普通建設事業費から支出する費用です。これに対し、公共建築物の更新に係る経費は、公共建築物の更新時期が来た時点で建て替えを行うための費用であり、一時的に多額の費用が必要となることから、起債や基金からの繰出しにより賄う必要があります。



なお、以降の検討については、会計区分の違いにより、インフラ資産を道路等（普通会計）と下水道（下水道特別会計）に区分して取り扱うものとします。

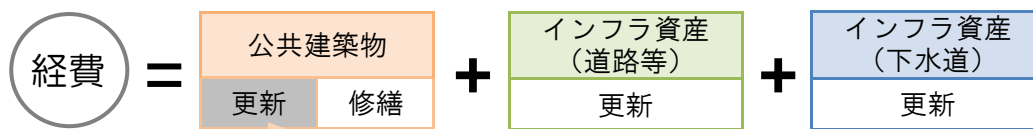
1 修繕等に係る中長期的な経費の見込み(総務省モデル)

修繕等に係る中長期的な経費の見込みは、修繕と更新の単価・周期を定めた試算ソフト（以下、「総務省試算ソフト」という。）の考え方に基づき、公共建築物の修繕費用、インフラ資産（道路等）の更新費用、インフラ資産（下水道）の更新費用を対象として試算します。（以下、「総務省モデル」という。）

なお、公共建築物の更新については、前述の通り「7 公共建築物の更新に係る課題の検討」で別途記載しています。

総務省モデル

総務省試算ソフトを用い、全国一律の考え方に習って、共通の修繕と更新の単価・周期から経費を試算する方法



「7 公共建築物の更新に係る課題の検討」に記載

図 3-1 総務省モデルにおける試算内容の内訳

1-1 試算条件

(1) 公共建築物

公共建築物の修繕等に係る経費の見込みは、総務省試算ソフトの大規模修繕の費用を用いるものとし、修繕周期は同ソフトの考え方にに基づき、建築後30年で実施するものと仮定します。

なお、同ソフトでは、更新は建築後60年で行うものと仮定しており、大規模修繕の費用は更新費用の約6割に設定されています。

表 3-1 総務省試算ソフトの大規模修繕単価・更新単価

施設区分	大規模修繕単価	更新単価
市民文化系施設、社会教育系施設、医療施設、行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設	20万円/㎡	36万円/㎡
学校教育系施設、子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
公園	13万円/㎡	33万円/㎡

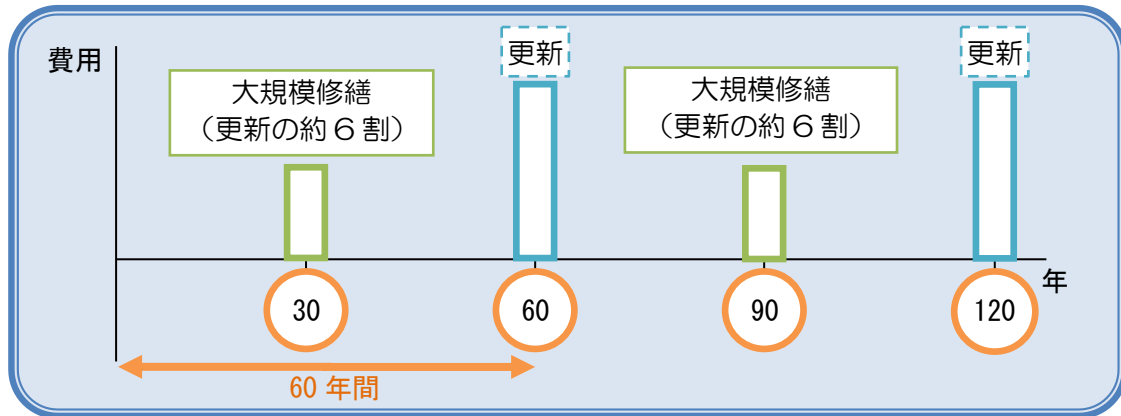


図 3-2 総務省試算ソフトにおける公共建築物の大規模修繕・更新のイメージ

(2) インフラ資産

インフラ資産の修繕等に係る経費の見込みは、道路、橋梁及び下水道の3分野は総務省試算ソフト、その他の施設は、公的資料に基づく整備単価や耐用年数を施設ごとに独自に設定し試算します。

1-2 試算結果

現在保有する全ての公共施設等を維持した場合、今後40年間に必要な修繕等に係る経費の見込みは、これまでの対象施設と試算条件に基づき、以下の通りとなります。

表 3-2 修繕等に係る経費の見込み（総務省モデル）

修繕等に係る経費の見込み	
公共建築物（修繕費用）	382 億円 (9.6 億円/年)
インフラ資産 (道路等、更新費用)	572 億円 (14.3 億円/年)
インフラ資産 (下水道、更新費用)	246 億円 (6.2 億円/年)
合計	1,200 億円 (30.0 億円/年)

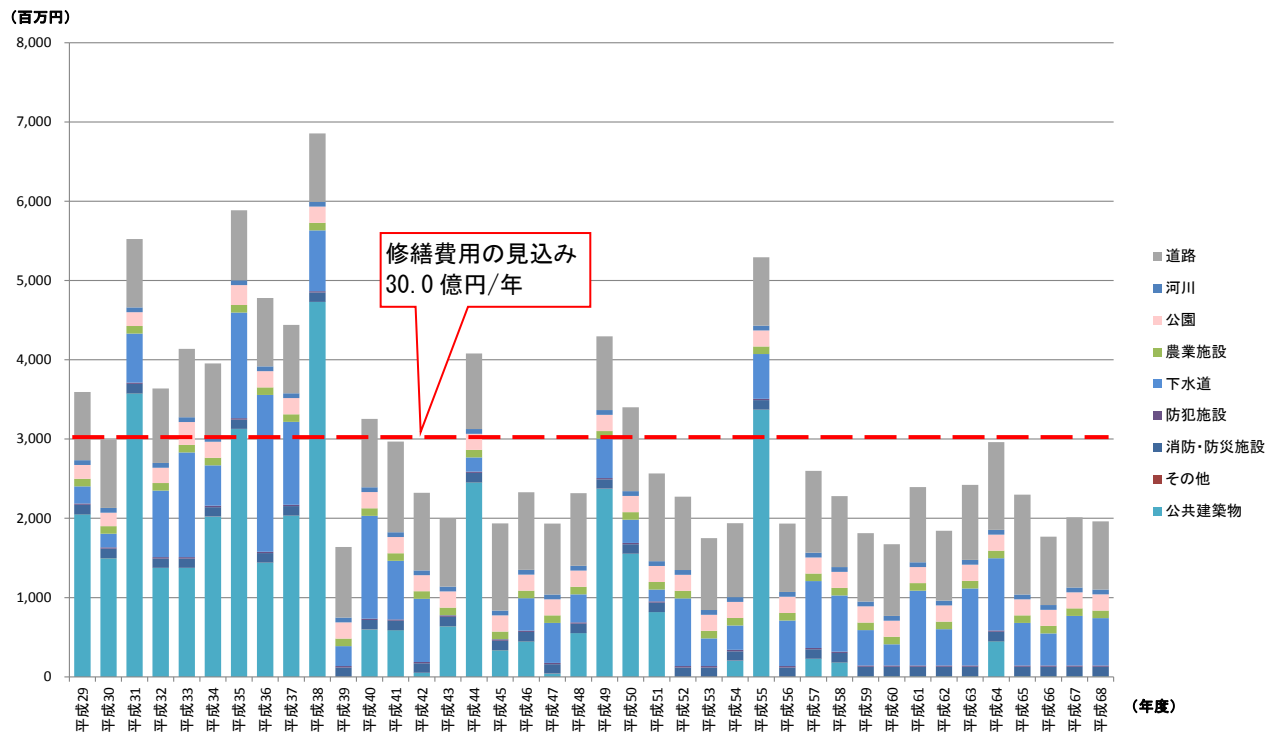


図 3-3 修繕等に係る経費の見込み（総務省モデル）

2 充当可能な財源の見込み(総務省モデル)

前述した「修繕等に係る中長期的な経費の見込み(総務省モデル)」に対応した、今後40年間における「充当可能な財源の見込み(総務省モデル)」を試算します。

修繕等に係る経費に対する充当可能な財源の見込みは、普通会計における普通建設事業費と下水道特別会計における資本的支出を対象に、過去の実績額の平均値を合計して求めます。ただし、普通会計における普通建設事業費の中には、公共建築物の建て替えなどに一時的に要した多額の費用が含まれていることから、ここでは検討の対象外とし、「7 公共建築物の更新に係る課題の検討」で別途記載しています。

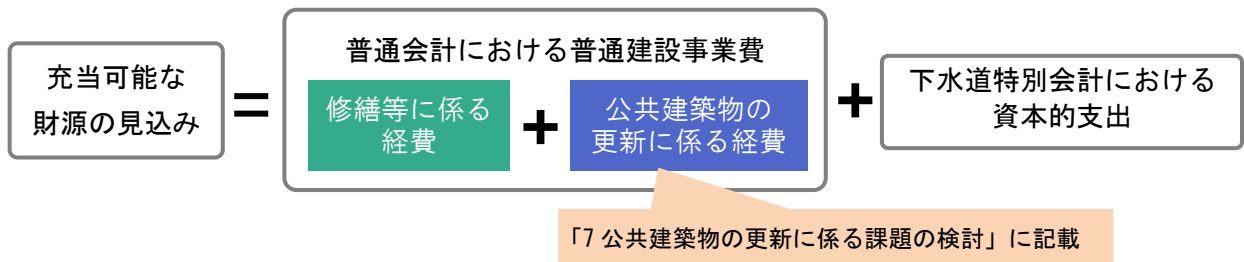


図3-4 修繕等に係る経費に対する充当可能な財源の見込み(総務省モデル)

2-1 過去の実績額

(1) 普通会計における普通建設事業費

普通会計における普通建設事業費の実績額は、過去5年間の実績額の平均値より、公共建築物で1年あたり約4.6億円、インフラ資産で1年あたり約7.1億円となります。ただし、前述の通り、竹の山小学校・日進北中学校の建設事業に係る費用など、一時的に多額の費用を要した事業に係る費用は除外しています。

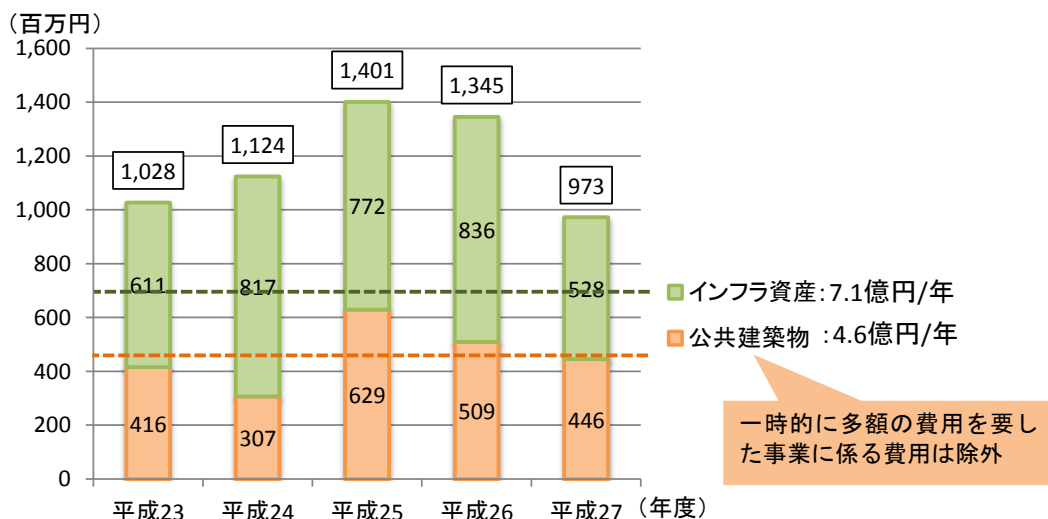


図 3-5 普通会計における普通建設事業費の実績額

(2) 下水道特別会計における資本的支出

下水道特別会計における資本的支出の実績額は、過去5年間の実績額の平均値より、新規整備分で1年あたり約7.0億円、既存更新分で1年あたり約1.0億円となります。このうち、総務省モデルにおけるインフラ資産（下水道）の修繕等に係る経費の対象は更新費用のみであるため、財源としては既存更新分のみを取り扱うものとします。ただし、既に策定済みの「日進市污水適正処理構想」では、今後の新規整備は平成42年度頃の完了を予定としているため、平成43年度から計画期間である平成68年度までの26年間は、新規整備に要した費用も既存更新分に充当できるものと仮定します。

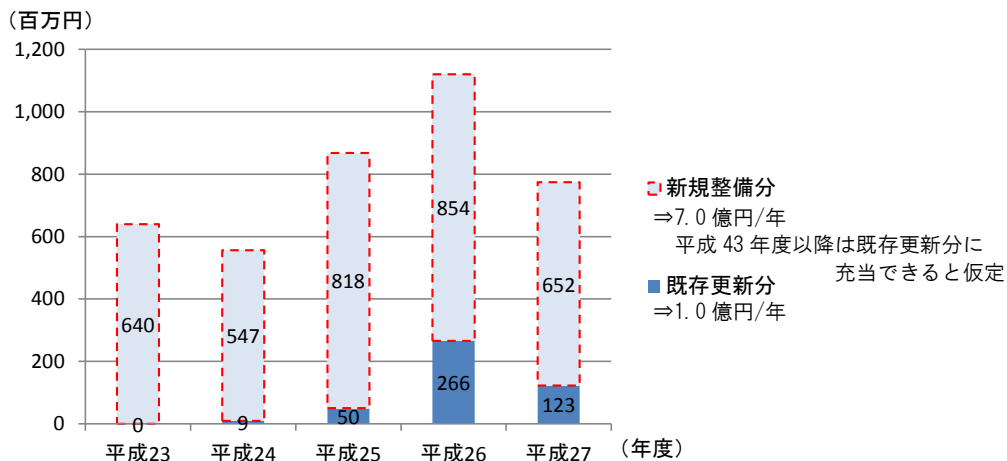


図 3-6 下水道特別会計における資本的支出の実績額

2-2 試算結果

(1) 普通会計における普通建設事業費（総務省モデル）

今後 40 年間の普通会計における普通建設事業費の見込みは、前述した過去の実績額の平均値より、公共建築物で約 184 億円、インフラ資産で約 284 億円となります。

表 3-3 今後 40 年間の普通会計における普通建設事業費の見込み（総務省モデル）

区 分	普通会計における普通建設事業費の見込み
公共建築物	184 億円 (=4.6 億円×40 年)
インフラ資産	284 億円 (=7.1 億円×40 年)

(2) 下水道特別会計における資本的支出（総務省モデル）

今後 40 年間の下水道特別会計における資本的支出のうち、既存更新分に充当可能な財源の見込みは、前述した過去の実績額の平均値より、約 222 億円となります。

表 3-4 今後 40 年間の下水道特別会計における資本的支出の見込み（総務省モデル）

区 分	下水道特別会計における資本的支出の見込み
新規整備完了後更新に充当 (H43-68) ※	182 億円 (=7.0 億円×26 年)
既存更新分	40 億円 (=1.0 億円×40 年)
合計	222 億円

※新規整備が完了（平成 43 年）後の 26 年間の新規整備分を既存更新分として充当可能額としています。

(3) 修繕等に係る経費に充当可能な財源の見込み（総務省モデル）

修繕等に係る経費に充当可能な財源の見込みは、普通会計における普通建設事業費と下水道特別会計における資本的支出の試算結果より、約 690 億円となります。

表 3-5 修繕等に係る経費に充当可能な財源の見込み（総務省モデル）

区分	充当可能な財源の見込み	小計	合計
公共建築物（修繕費用）	184 億円 (4.6 億円/年)	184 億円 (4.6 億円/年)	690 億円 (17.3 億円/年)
インフラ資産 (道路等、更新費用)	284 億円 (7.1 億円/年)	506 億円 (12.7 億円/年)	
インフラ資産 (下水道、更新費用)	222 億円 (5.6 億円/年)		

3 修繕等に係る経費の見込みと充当可能な財源の見込みの比較(総務省モデル)

これまでに試算した今後40年間の「修繕等に係る経費の見込み(総務省モデル)」と「充当可能な財源の見込み(総務省モデル)」を比較すると、公共建築物(修繕費用)、インフラ資産(道路等)及びインフラ資産(下水道)ともに財源が不足する結果となり、財源不足額の合計は約510億円(1年あたり約12.8億円)となります。

表3-6 修繕等に係る経費の見込みと充当可能な財源の見込みの比較(総務省モデル)

区分	修繕等に係る経費の見込み	充当可能な財源の見込み	過不足額
公共建築物(修繕費用)	382億円 (9.6億円/年)	184億円 (4.6億円/年)	△198億円 (△5.0億円/年)
インフラ資産(道路等、更新費用)	572億円 (14.3億円/年)	284億円 (7.1億円/年)	△279億円 (△7.0億円/年)
インフラ資産(下水道、更新費用)	246億円 (6.2億円/年)	222億円 (5.6億円/年)	△24億円 (△0.6億円/年)
合計	1,200億円 (30.0億円/年)	690億円 (17.3億円/年)	△510億円 (△12.8億円/年)

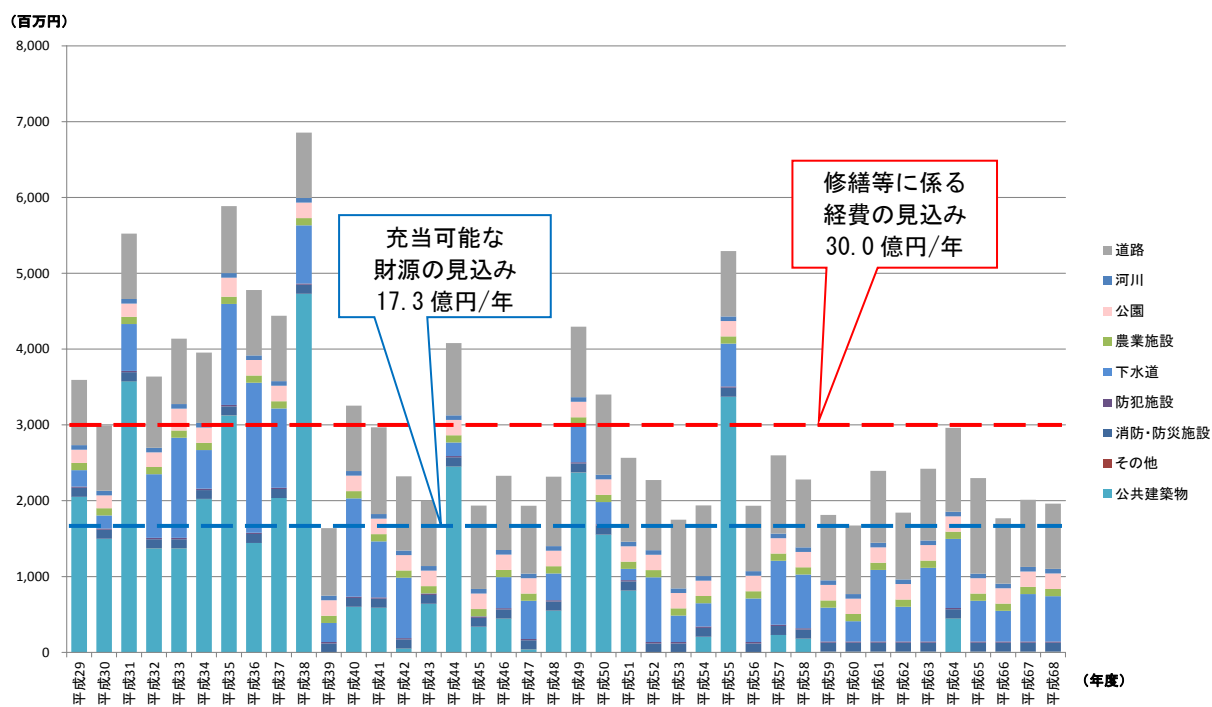


図3-7 修繕等に係る経費の見込みと充当可能な財源の見込みの比較(総務省モデル)

現在保有する全ての公共施設等を維持すると仮定し、今後も総務省モデルによる維持管理を行った場合は、今後40年間で約510億円(1年あたり約12.8億円)の財源が不足することが懸念されます。

4 修繕等に係る中長期的な経費の見込み(日進市モデル)

前述したように、総務省モデルで維持管理を行った場合は、将来的に財源が不足することが懸念されるため、ここでは、既に本市で策定済みの個別施設・修繕計画に基づき、施設毎に合理的な維持管理や施設の長寿命化などを図った場合の修繕等に係る経費の見込みを試算します。(以下、「日進市モデル」という。)

日進市モデル

既に本市で策定済みの個別施設・修繕計画に基づき、施設毎に合理的な維持管理や施設の長寿命化などを図った場合の経費を試算する方法

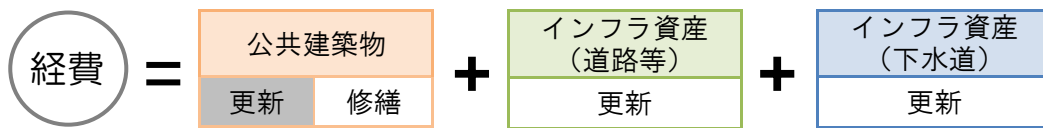
表 3-7 日進市モデルとして使用する個別施設・修繕計画

施設名称	計画名
公共建築物	H27. 3 日進市市有建築物保全計画
道路(舗装)	H27. 3 折戸高松線始め12路線 舗裝修繕計画
橋梁	H25. 1 日進市橋梁長寿命化修繕計画
道路照明灯	H26. 11 道路付属物修繕計画
横断歩道橋	H28. 3 横断歩道橋修繕計画
公園	H25. 12 日進市公園施設長寿命化計画
下水道 管路	H28. 2 日進市污水適正処理構想 H29. 1 日進市公共下水道管路施設長寿命化計画
下水道終末処理場	H28. 2 日進市污水適正処理構想

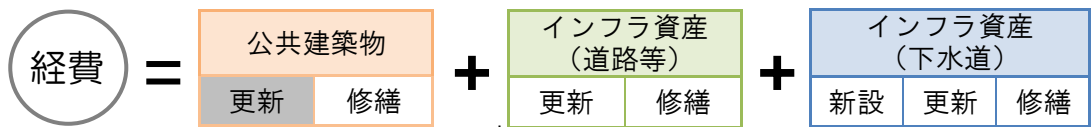
インフラ資産(道路等)における個別施設・修繕計画では、施設が壊れる前に予防保全的に修繕を行い、長寿命化を図ることにより、将来的な更新費用を抑える計画としており、インフラ資産(下水道)における個別施設・修繕計画では、施設の長寿命化に加えて新設費用も計上しています。

なお、公共建築物の更新については、前述の通り「7 公共建築物の更新に係る課題の検討」で別途記載しています。

総務省モデル



日進市モデル



個別施設・修繕計画では、修繕費用とインフラ資産(下水道)の新設費用も計上

図 3-8 総務省モデルと日進市モデルにおける試算内容の比較

4-1 試算条件

(1) 公共建築物

既に策定済みの「平成 27 年 3 月 日進市市有建築物保全計画」の考え方にに基づき、屋上、外壁、電気設備、給排水設備、空調設備、防災設備、昇降設備及びその他の 8 部位ごとに、個別に修繕単価と修繕周期を設定します。

(2) インフラ資産

日進市モデルによるインフラ資産の修繕等に係る経費の見込みは、個別施設・修繕計画に基づき、道路（舗装）、橋梁、道路照明灯、横断歩道橋及び公園については修繕等・更新費用を、下水道については修繕等・更新・新設費用を計上します。また、それ以外の個別施設・修繕計画が未策定の施設に関しては、総務省モデルと同様の試算方法とします。

4-2 試算結果

現在保有する全ての公共施設等を維持すると仮定し、既に本市で策定済みの長寿命化計画等の個別施設・修繕計画に基づき、本市の実情に合った計画的な維持管理を行った場合、今後 40 年間に必要な修繕等に係る経費の見込みは、これまでの対象施設と試算条件に基づき、以下の通りとなります。

表 3-8 修繕等に係る経費の見込み（日進市モデル）

修繕等に係る経費の見込み	
公共建築物（修繕費用）	172 億円 (4.3 億円/年)
インフラ資産 (道路等、修繕等・更新費用)	264 億円 (6.6 億円/年)
インフラ資産（下水道、修繕等・更新・新設費用）	222 億円 (5.6 億円/年)
合計	658 億円 (16.5 億円/年)

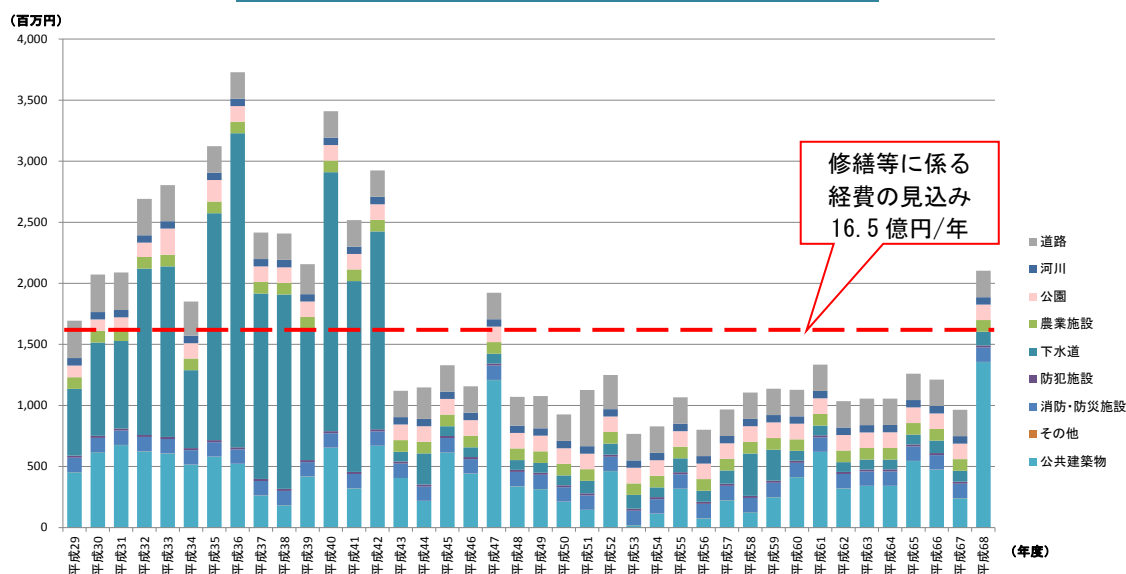


図 3-4 修繕等に係る経費の見込み（日進市モデル）

5 充当可能な財源の見込み(日進市モデル)

前述した「修繕等に係る中長期的な経費の見込み(日進市モデル)」に対応した、今後40年間に
おける「充当可能な財源の見込み(日進市モデル)」を試算します。

5-1 試算条件

充当可能な財源の見込み(日進市モデル)のうち、普通会計における普通建設事業費については、
総務省モデルと同様の考え方とします。ただし、下水道特別会計における資本的支出については、
下水道の個別施設・修繕計画が新規整備分を対象としていることを踏まえ、充当可能な財源の見込
みについても、既存更新分だけではなく新規整備分の費用も見込むものとします。

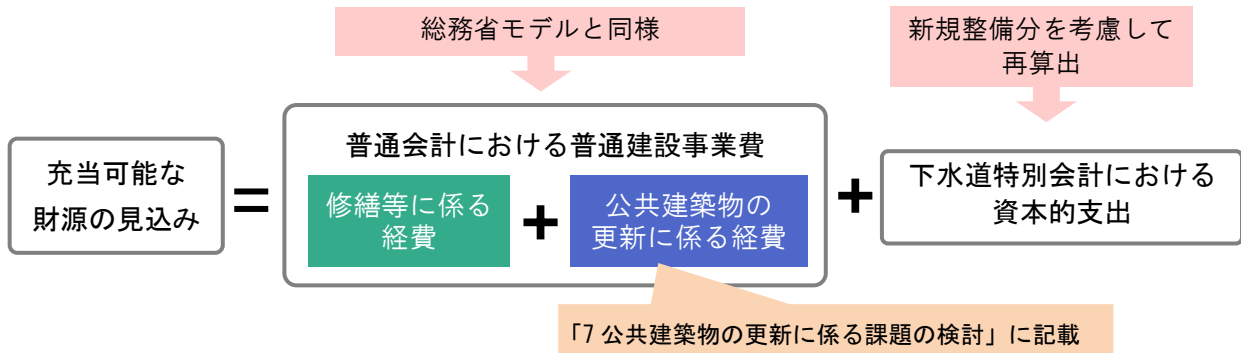


図 3-5 修繕等に係る経費に対する充当可能な財源の見込み(日進市モデル)

下水道特別会計における資本的支出の実績額は、過去5年間の実績額の平均値より、新規整
備分で1年あたり約7.0億円、既存更新分で1年あたり約1.0億円、合せて1年あたり8.0億
円となります。

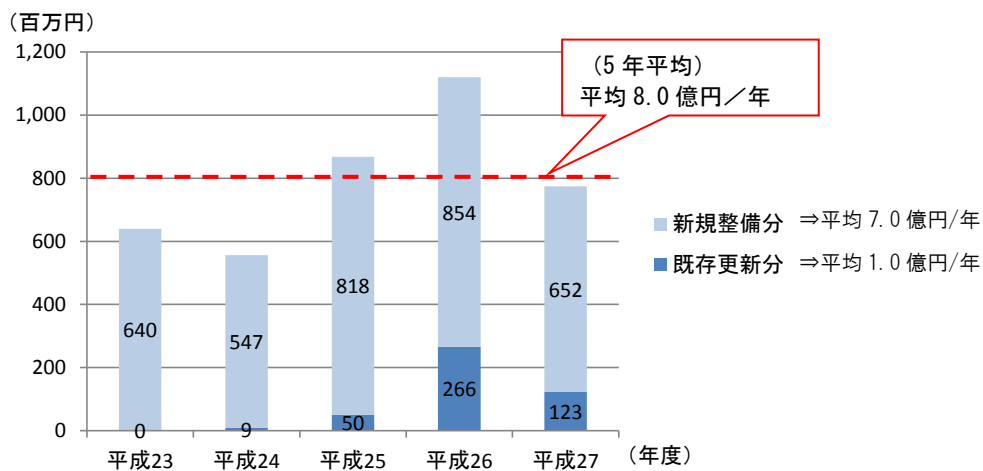


図 3-6 下水道特別会計における資本的支出の実績額(新規整備分を考慮)

5-2 試算結果

(1) 普通会計における普通建設事業費（日進市モデル）

今後 40 年間の普通会計における普通建設事業費の見込みは、総務省モデルと同様に、公共建築物で約 184 億円、インフラ資産で約 284 億円となります。

表 3-9 今後 40 年間の普通会計における普通建設事業費の見込み（日進市モデル）

区 分	普通会計における普通建設事業費の見込み
公共建築物	184 億円 (=4.6 億円×40 年)
インフラ資産	284 億円 (=7.1 億円×40 年)

(2) 下水道特別会計における資本的支出（日進市モデル）

今後 40 年間の下水道特別会計の資本的支出の見込みは、過去の実績額の平均値より、約 320 億円となります。

表 3-10 今後 40 年間の下水道特別会計における資本的支出の見込み（日進市モデル）

区 分	下水道特別会計における資本的支出の見込み
新規整備・既存更新分	320 億円 (=8.0 億円×40 年)

(3) 充当可能な財源の見込み（日進市モデル）

日進市モデルによる充当可能な財源の見込みは、普通会計における普通建設事業費と下水道特別会計における資本的支出の試算結果より、約 788 億円となります。

表 3-11 充当可能な財源の見込み

区 分	充当可能な財源の見込み	小計	合計
公共建築物（修繕費用）	184 億円 (4.6 億円/年)	184 億円 (4.6 億円/年)	788 億円 (19.7 億円/年)
インフラ資産（道路等、修繕等・更新費用）	284 億円 (7.1 億円/年)	604 億円 (15.1 億円/年)	
インフラ資産（下水道、修繕等・更新・新設費用）	320 億円 (8.0 億円/年)		

新規整備分を考慮

6 修繕等に係る経費の見込みと充当可能な財源の見込みの比較（日進市モデル）

これまでに試算した今後40年間の「修繕等に係る経費の見込み（日進市モデル）」と「充当可能な財源の見込み（日進市モデル）」を比較すると、公共建築物（修繕費用）、インフラ資産（道路等）及びインフラ資産（下水道）ともに財源は不足しない見込みとなります。これは、個別施設・修繕計画に基づき、合理的な維持管理や施設の長寿命化などを図った場合には、従来型の事後保全的な維持管理に比べ、大幅にコストの縮減が図れ、概ね一般財源で賄うことができることを表しております。

ただし、本試算では、人口増加や高齢化に伴う新たな施設ニーズにより、新規の公共施設等が必要となった場合の新規投資を見込んでおらず、社会情勢の変化などによる普通建設事業費の減少を考慮していないため、これらの要因によっては将来的に財源不足に至ることも考えられます。

表 3-12 修繕等に係る経費と充当可能な財源の見込みの比較（日進市モデル）

区 分	修繕等に係る経費の見込み	充当可能な財源の見込み	過不足額
公共建築物（修繕費用）	172 億円 (4.3 億円/年)	184 億円 (4.6 億円/年)	12 億円 (0.3 億円/年)
インフラ資産（道路等、修繕等・更新費用）	264 億円 (6.6 億円/年)	284 億円 (7.1 億円/年)	20 億円 (0.5 億円/年)
インフラ資産（下水道、修繕等・更新・新設費用）	222 億円 (5.6 億円/年)	320 億円 (8.0 億円/年)	98 億円 (2.5 億円/年)
合計	658 億円 (16.5 億円/年)	788 億円 (19.7 億円/年)	130 億円 (3.3 億円/年)

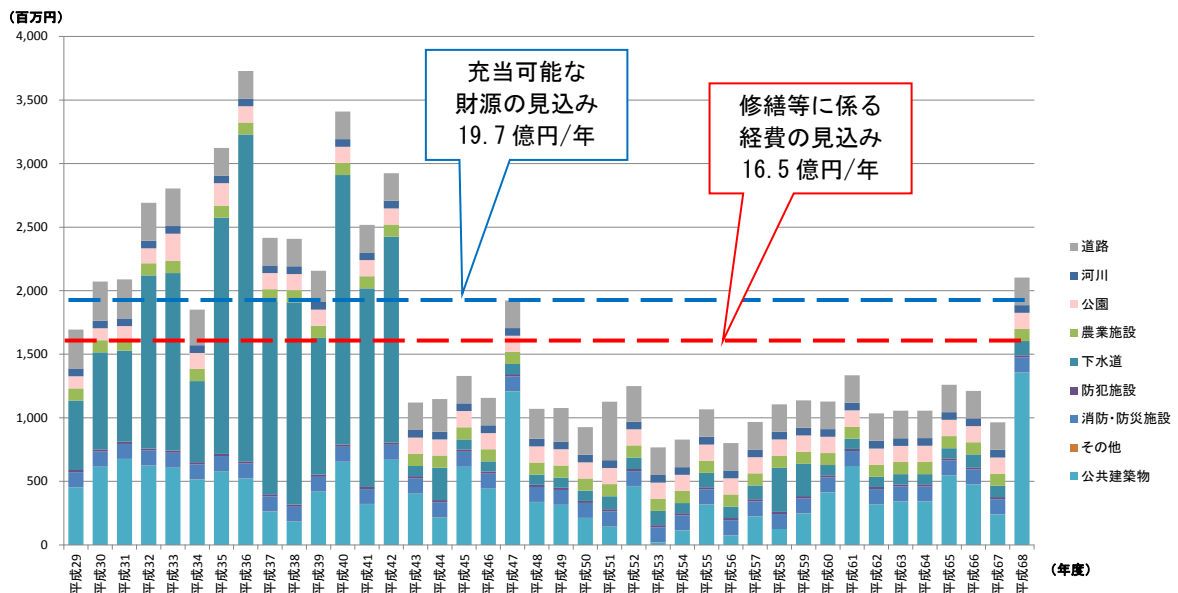


図 3-7 修繕等に係る経費の見込みと充当可能な財源の見込みの比較（日進市モデル）

将来的な人口構造や社会情勢の変化などを見据え、今後も施設ごとで個別施設計画及び修繕計画の策定や見直しを推進することにより、施設の合理的な維持管理や長寿命化を通し、さらなるコストの縮減を図っていく必要があります。

【資料 1】

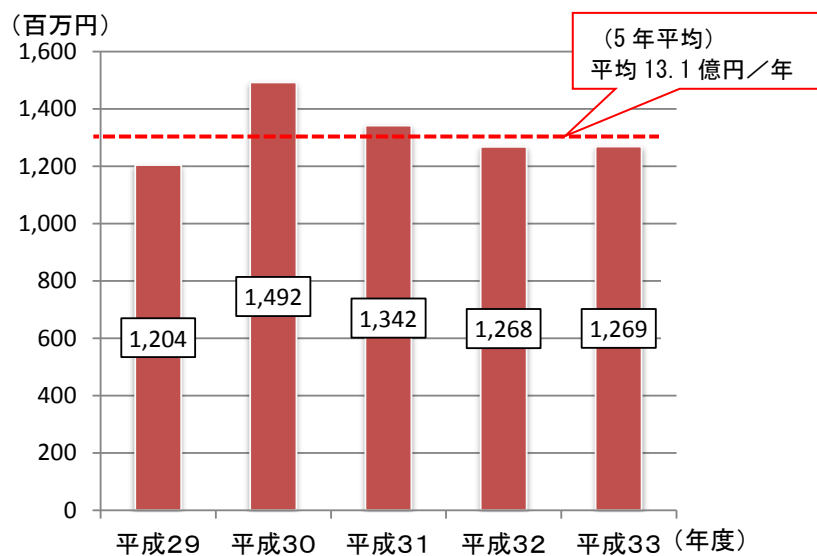
● 充当可能財源の確保の課題

過去5年間の普通建設費から算出した場合、現在と同等の水準を確保し、その財源をほぼ全て充当すれば財源不足がないことがわかりました。ここでは投資的経費の将来推計値を基に、前述した修繕等に係る経費の見込み（公共建築物、インフラ資産（道路等））と比較することで、将来における充当可能財源の確保の課題を検討します。

① 今後5年間における投資的経費の算出

将来推計値によると、今後5年間における投資的経費は、1年あたり約13.1億円と見込まれています。

◆ 今後5年間における投資的経費の見込み



全ての普通建設事業費を投資的経費から充当した場合、85%充当する必要があります。現在の施設修繕費には、経常経費も充当しているため、それらの経費も予防保全として使っていく必要があると考えています。

個別施設計画及び修繕計画に基づき、合理的な維持管理や長寿命化を推進することにより、事後保全型から予防保全型へ切り替えるとともに、将来的にも現在と同様の水準で普通建設事業費を確保していく必要があります。

【資料2】

● 公共施設等の修繕等に係る経費～総務省モデルと日進市モデルの考え方について～

これまでに示した通り、公共施設等の修繕等に係る経費の見込みは、総務省モデルと日進市モデルという、異なる2通りのパターンで試算を行いました。

ここでは、既に日進市で個別施設計画が作成されている公共建築物、道路（舗装）、橋梁及び下水道管路を対象に、総務省モデルと日進市モデルにおける試算条件と試算結果を整理しました。

◆ 公共施設等の修繕等に係る経費～総務省モデルと日進市モデルの考え方～

	①総務省モデル		②日進市モデル		
公共建築物 (修繕費用)	382 億円	すべての公共建築物を対象に、 建築後 30 年で大規模改修 を行うものと想定	172 億円	公共建築物を防水、外壁及び設備等の 8 部位に分 け、現在の老朽化状況を踏まえ、定期的（例：屋 上の場合 15 年）に予防保全的な修繕を行うもの と想定 <日進市市有建築物保全計画:H27. 3>	
		382 億円 (9.6 億円/年)		172 億円 (4.3 億円/年)	
インフラ 資産 (道路等)	572 億円	うち 道路 (舗装)	すべての道路を対象 に、15 年に 1 度のサ イクルでアスファ ルト表層部分を打 ち替えるものと 想定	うち 道路 (舗装)	路面性状調査の結果に基づき、修繕が必 要な路線を抽出し、現在の老朽化状況 を踏まえ、定期的に予防保全的な修繕 を行うものと想定 <折戸高松線始め 12 路線舗装修繕計 画:H27. 3>
			328 億円 (8.2 億円/年)		69 億円 (1.7 億円/年)
		うち 橋梁	すべての橋梁に対 象に、建設後 60 年 で架け替えを行う ものと想定	うち 橋梁	橋梁定期点検結果に基づき、修繕が必 要な橋梁を抽出し、現在の老朽化状況 を踏まえ、定期的に予防保全的な修繕 を行うものと想定 <日進市橋梁長寿命化修繕計画:H25. 1>
		33 億円 (0.8 億円/年)		15 億円 (0.4 億円/年)	
		その他 公園・河川等		その他 公園・河川等	
		211 億円 (5.3 億円/年)		180 億円 (4.5 億円/年)	
インフラ 資産 (下水道)	246 億円	下水道 管路	すべての下水道管 路を対象に、敷設 後 50 年で更新す るものと想定	下水道 管路	すべての下水道管路を対象に、敷設後 の経過年数を踏まえ、定期的に予防保 全的な修繕と更新を行うとともに、平 成 42 年度までに新規に下水道管路 を整備するものと想定 <日進市污水適正処理構想:H28. 2>
			130 億円 (3.3 億円/年)		106 億円 (2.7 億円/年)
		その他 終末処理場等		その他 終末処理場等	
		116 億円 (2.9 億円/年)		116 億円 (2.9 億円/年)	
合計	1,200 億円		658 億円		

※上段：試算条件、下段：試算結果

7 公共建築物の更新に係る課題の検討(日進市モデル)

竹の山小学校・日進北中学校の建設事業などの公共建築物の更新費用については、一時的に多額の費用が必要となるため、これまでも起債^{※1}の発行などにより財源を確保してきました。本項では、将来的な公共建築物の更新に係る課題を把握するため、充当可能な財源として、起債、一般財源^{※2}及び国庫支出金^{※3}がこれまでと同様に確保できるものと想定し、更新費用との比較を行います。その際、一般財源については、単年度の予算で確保することは困難であると考えられるため、必要額を基金として積み立てることを想定しています。

また、公共建築物の更新費用の試算にあたっては、新耐震基準の適用の有無により施設ごとに更新時期を設定する考え方を取り入れ、総務省モデルによる更新時期を一律60年に設定するという考え方に対し、日進市モデルとして位置付けております。本項では、この日進市モデルの考え方に基づき、公共建築物の中長期的な更新費用を試算します。

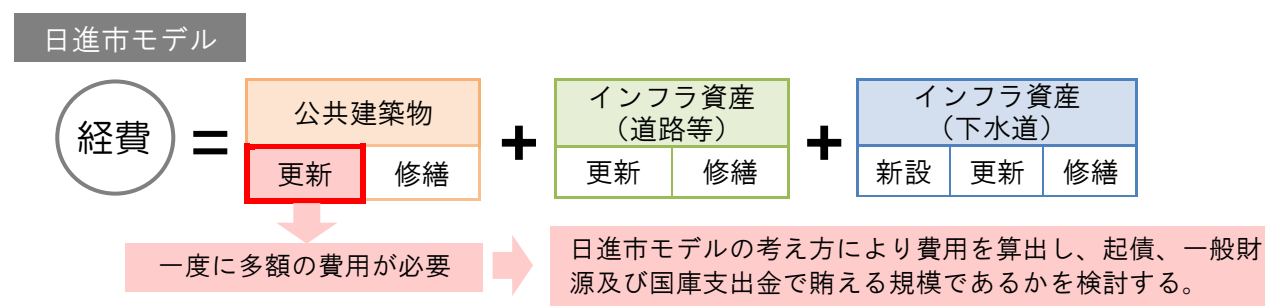


図 3-8 本項での検討内容

※1 起債・・・国や地方公共団体が、資金調達のために行う債券の発行又は証書借入れによって負う金銭債務又はこれに係る金銭債権
 ※2 一般財源・・・いかなる経費についても使用できる収入
 ※3 国庫支出金・・・国が資金の用途を特定して、地方公共団体に交付する支出金の総称

7-1 公共建築物の更新費用

(1) 試算条件

a) 更新時期

日進市モデルによる公共建築物の更新時期は、昭和56年6月1日の建築基準法で定められた新耐震基準の適用の有無により、それぞれ以下の通り設定します。

①旧耐震基準で建設されている施設（昭和56年以前）

旧耐震基準で建設されている施設は、公共建築物の目標耐用年数の代表値である60年で更新を行います。

②新耐震基準で建設されている施設（昭和57年以降）

新耐震基準で建設されている施設は、公共建築物の目標耐用年数の最大値である80年で更新を行います。

表 3-13 公共建築物の目標耐用年数

構造	目標耐用年数	
	代表値	範囲
鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造（重量鉄骨）	60年	50～80年

※「昭和63年 建築物の耐久計画に関する考え方（社）日本建築学会」より引用

b) 更新単価

更新単価は、総務省試算ソフトに準じるものとします。

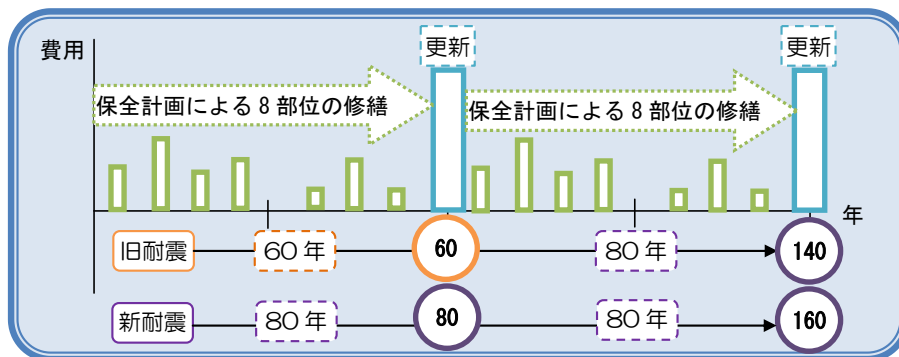


図 3-9 日進市モデルの公共建築物の更新時期のイメージ

(2) 試算結果

今後 40 年間ににおける公共建築物の更新費用は、日進市モデルの条件により試算すると、約 252 億円となります。

また、次項で更新費用に充当可能な財源を検討するにあたり、学校教育系施設は更新の際に国庫支出金が見込まれ、一般的な公共建築物と財源確保の方法が異なることから、それぞれ更新費用を分けて整理します。

表 3-14 公共建築物の更新費用の内訳（日進市モデル）

公共建築物の更新費用	学校教育系施設	194 億円
	一般的な公共建築物	58 億円
合計		252 億円

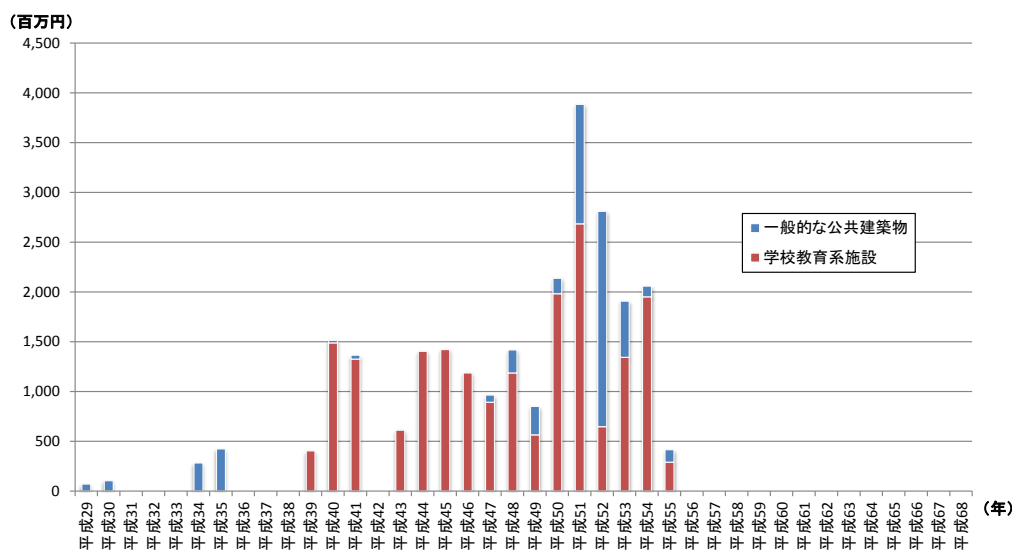


図 3-10 公共建築物の更新費用の推移と内訳

<参 考>

総務省モデルによる公共建築物の更新費用については、「図 3-2 総務省試算ソフトにおける公共建築物の大規模修繕・更新のイメージ」で示した通り、建築後 60 年で更新するものと想定すると 445 億と試算されます。

7-2 公共建築物の更新費用に充当可能な財源の見込み

(1) 学校教育系施設

学校教育系施設の更新費用（約 194 億円）に充当可能な財源の見込みは、国庫支出金が竹の山小学校・日進北中学校の建設工事の実績から工事費の 4 分の 1、起債が工事費から国庫支出金を除いた費用の 70%と仮定すると、国庫支出金が約 48 億円、起債が約 102 億円、一般財源が約 44 億円となります。



図 3-11 学校教育系施設の更新費用に充当可能な財源の見込みの内訳

(2) 一般的な公共建築物

一般的な公共建築物の更新費用に充当可能な財源の見込み（約 58 億円）は、学校教育系施設とは異なり国庫支出金の交付が見込めないことから、工事費の 70%を起債、残りの 30%を一般財源と仮定すると、起債が約 41 億円、一般財源が約 17 億円となります。

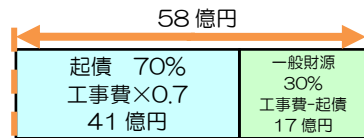


図 3-12 一般的な公共建築物の更新費用に充当可能な財源の見込みの内訳

(3) 公共建築物全体の更新費用に充当可能な財源の見込み

今後 40 年間における公共建築物の更新費用に充当可能な財源の見込みは、学校教育系施設と一般的な公共建築物の検討結果より、起債の合計額が約 143 億円、一般財源の合計額が約 61 億円となります。

表 3-15 公共建築物全体の更新費用に充当可能な財源の見込みの内訳

区分	公共建築物の更新に必要な財源
起債	143 億円 (=102 億円+41 億円)
一般財源	61 億円 (= 44 億円+17 億円)

7-3 公共建築物の更新に係る課題の検討

これまでに算出した公共建築物の更新の際に必要な起債と一般財源の見込みについて、日進市の実情を踏まえ、将来的に確保できる規模であるかを検討します。

a) 起債償還額

起債の平均償還年数を 25 年と仮定した場合、起債償還額は 1 年あたり約 5.7 億円/年となり、既に発行している起債の総額と償還状況を踏まえると、将来的に市債残高を減らすことができると想定される規模の金額となります。

b) 一般財源

計画期間内における公共建築物の更新費用は、2043 年度までの 27 年間にわたり必要となるため、それまでの 26 年間で 1 年あたり約 2.4 億円の基金を積み立てることができれば、一般財源を圧迫せずに、計画的に公共建築物を更新できると考えられます。



現在保有する公共施設等のみを対象とした場合は、起債の発行や基金の積み立てなどにより、公共建築物の更新に係る財源は不足しないと想定されます。

しかし、今後の人口増加（40 年間で約 25%増）に合わせて、新たに大規模な公共建築物を整備する場合などにおいては、建設費用だけでなく将来的な維持管理費用を見込んだライフサイクルコストを試算するとともに、市が保有する全ての公共施設等を一体として捉え、本計画で示したような収支バランスを再度検証する必要があります。

【資料3】

● 公共建築物の更新に係る経費～総務省モデルと日進市モデルの考え方について～

本節では、日進市モデルにより公共建築物の更新に係る経費の見込みを試算しました。

ここでは、参考として日進市モデルと総務省モデルにおける試算条件と試算結果を整理しました。

◆ 公共建築物の更新に係る経費～総務省モデルと日進市モデルの考え方～

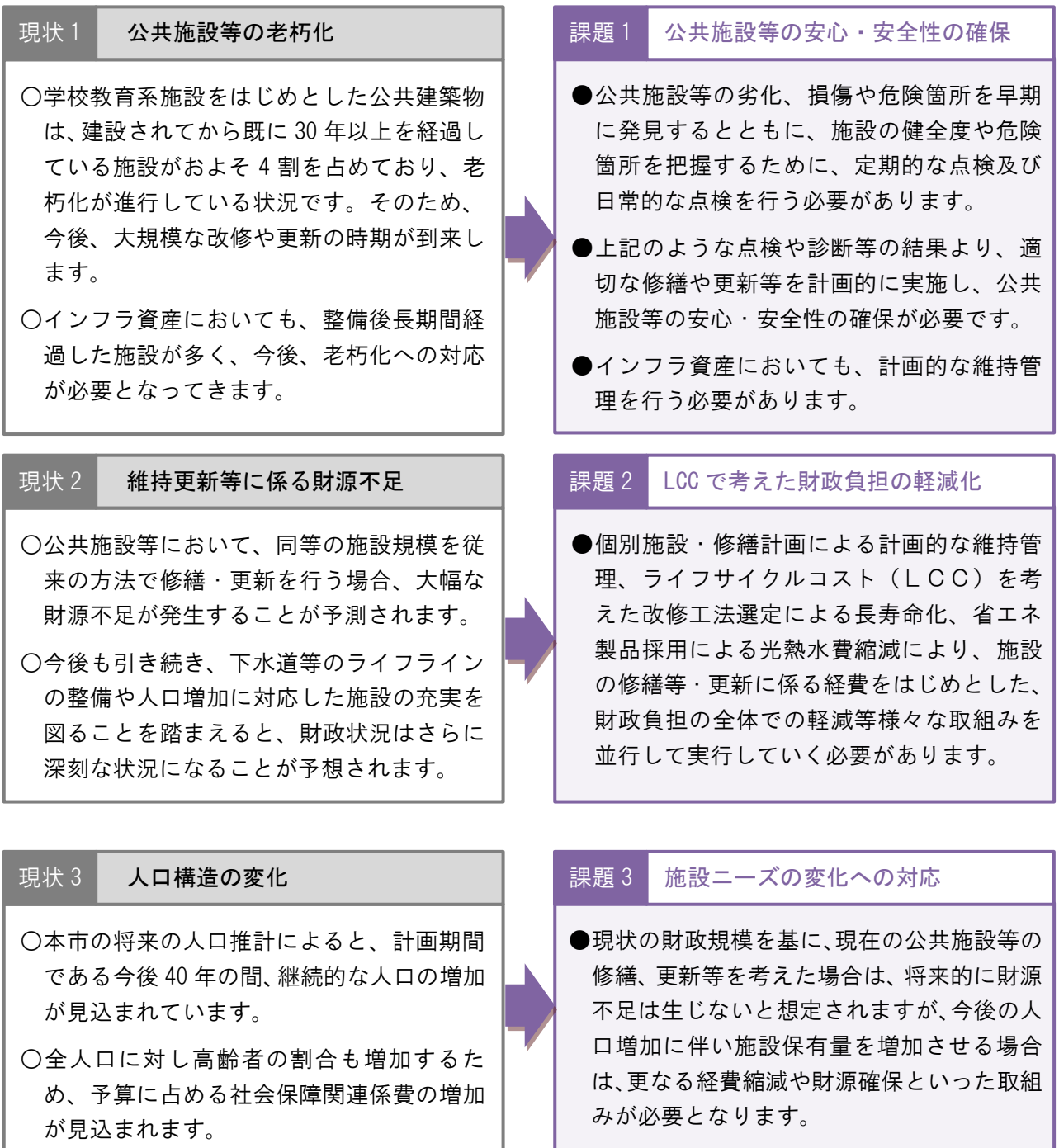
	総務省モデル	日進市モデル	
公共建築物	すべての公共建築物を対象に、建築後 60 年で更新（建替え）するものと想定	すべての公共建築物を対象に、旧耐震基準による施設は建築後 60 年、新耐震基準による施設は建築後 80 年で更新（建替え）するものと想定	
	445 億円 (11.1 億円/年)	252 億円 (6.3 億円/年)	起債 143 億円
			一般財源（基金の積み立て） 61 億円
			国庫支出金 48 億円

※上段：試算条件、下段：試算結果

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状と課題の整理

今後も公共施設等を適切に維持管理、運営し、行政サービスを継続的に提供していくための現状と課題は、これまでの検討結果に基づき、以下に示す3つとして整理できます。



2 公共施設等の管理に関する基本方針

本市の公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、公共サービスの充実及び財政の健全化を図るため、公共施設等の管理に関する基本方針を策定します。基本方針の策定にあたっては、公共施設等の今後のあり方に関する市民アンケート調査結果を踏まえ、公共施設等を実際に利用している市民意見を参考に行います。

2-1 公共施設等の今後のあり方に関する市民アンケート調査

公共施設等の今後のあり方について、市民3,000人（回答数1,292人）に対して、アンケート調査を実施し、①公共施設の統廃合、②民間活力の活用、③地域への施設譲渡、④施設の長寿命化、⑤民間施設の使用料助成（公共施設縮小の代替）、⑥未利用不動産の売却等、⑦サービス水準引下げによる運営管理費の削減、⑧使用料の引き上げ、⑨他市との共同運営の9項目の取組意向を調査しました。

調査の結果、施設の長寿命化や民間活力の活用、他市との共同運営といった施設の効率化に向けた方策について、半数以上の方が「実施すべき」または「どちらかといえば実施すべき」と回答し賛成と考えているのに対し、使用料の引き上げなどの経済的な負担が生じる方策については、半以上の方が反対と考えていることが分かりました。

基本方針は、「実施すべき」または「どちらかといえば実施すべき」と答えた人数が、回答者数の半数以上の意見をもとに、策定するものとします。

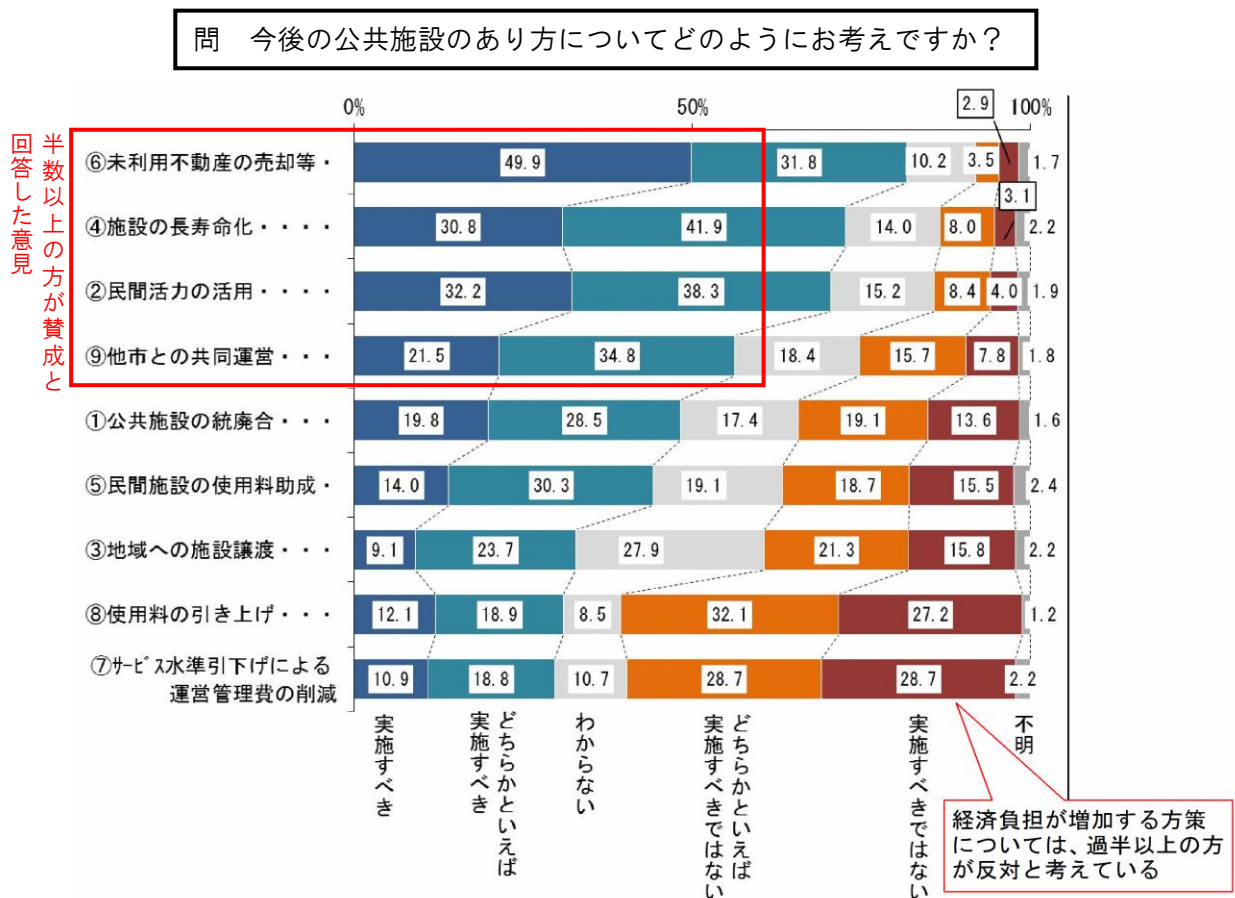


図 4-1 今後の公共施設のあり方に関する意見

⑥未利用不動産の売却等

アンケート結果では「未利用不動産の売却等」を行うべきとの意見が最も多かったことから、財政負担の軽減を図るために、不要な施設を保有しないよう、保有量の適正化を検討していくことが求められています。

→「公共施設等の保有量の最適化」⇒基本方針②

④施設の長寿命化

「施設の長寿命化」に対しては、賛成意見が反対を大きく上回っていることから、財政負担の軽減・平準化に向けて、施設を長く使い続けられるように適切な維持管理を行っていくことが求められています。

→「公共施設等の長寿命化」⇒基本方針①

②民間活力の活用

「民間活力の活用」についても賛成意見が反対を大きく上回っていることから、維持運営コストの縮減や新たなニーズへの対応に向けて民間の資金・ノウハウの活用法を検討していくことが求められています。

→「民間事業者の資金・ノウハウを積極的に活用」⇒基本方針③

⑨他市との共同運営

「他市との共同運営」についても賛成の意見が反対を上回っていることから、近隣自治体との広域連携による効率化の検討が必要と考えています。

→「近隣自治体との広域連携」⇒基本方針②

2-2 基本方針

市民アンケート結果を参考に、本市の公共施設等を取り巻く現状や課題を踏まえ、基本方針を以下の通り設定します。

方針 1 公共施設等の長寿命化により、施設の安全性と 財政負担の軽減・平準化を図る

- ◆個別施設計画等を基に、公共施設等の計画的な維持管理、修繕等による長寿命化対策を実施することで、これまで以上に長く施設の安全性を確保するとともに、これらに係る財政負担の軽減・平準化を図ります。
- ◆公共施設等の更新や改修にあたっては、工事費だけにとらわれず、LCC（ライフサイクルコスト）を考慮した工法や省エネ機器等の導入を検討することで、将来的な維持管理、修繕等に係る経費の抑制を図ります。
- ◆公共建築物の将来の更新需要に対し、財源不足が生じないように、基金や起債発行額を随時調整するなど、計画的に更新を実施していきます。

★アンケート結果

④施設の長寿命化に対し、全回答者数のうち約73%の人が「実施すべき」または「どちらかといえば実施すべき」と答えました。→「公共施設等の長寿命化」

方針 2 将来の人口構造の変化を見据え、 公共施設等の保有量の最適化を図る

- ◆今後の人口増加（40年間で25%増）に伴い施設保有量が増加することが見込まれますが、現在の1人あたり保有量（2.4㎡/人）を健全な財政運営を行うための目安とし、ライフサイクルコストの縮減や公共施設等の利活用等による財源確保といった様々な取組みを推進します。
- ◆社会的需要の変化に対応して、市内の大学や民間施設の利活用、近隣自治体との広域連携による施設保有などにより、公共施設等に依存しない公共サービスの提供を検討します。
- ◆公共施設等の配置・保有量の最適化を考える上では、総合計画や都市マスタープランなど、日進市のまちづくりに関連する諸計画との連携を強化します。

★アンケート結果

⑥未利用不動産の売却等に対し全回答者数のうち約82%の人が、また、⑨他市との共同運営に対しては約56%の人が「実施すべき」または「どちらかといえば実施すべき」と答えました。→「公共施設等の保有量の最適化」、「近隣自治体との広域連携」

方針 3 既存の公共施設等を有効に活用し、質の高い公共サービスの提供を図る

- ◆人口増加や高齢化などに伴う市民ニーズの変化に対応するため、用途転用や複合化などの様々な手法を用いて、既存の公共施設等を有効に活用します。
- ◆指定管理者制度、包括発注及びPPP/PFIなどの民間事業者の資金・ノウハウを積極的に活用し、公共施設等の維持・運営に係る経費を縮減するとともに、質の高い公共サービスを持続的に提供します。
- ◆公共施設等を経営資源として民間事業者に委ね、得られた賃借料や普通財産の売却費用等を財源として、公共サービスの充実を図ります。

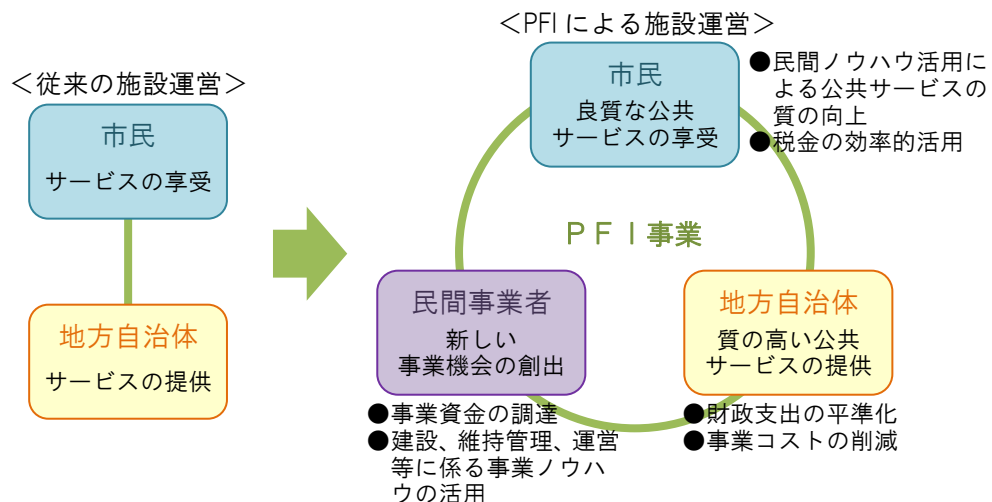
★アンケート結果

②民間活力の活用に対し全回答者数のうち約 71%の人が、「実施すべき」または「どちらかといえば実施すべき」と答えました。→民間事業者の資金・ノウハウを積極的に活用

● PPP・PFIとは

PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、行政と民間がパートナーを組んで事業を行う、「官民連携」の形であり、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）、指定管理者制度等が含まれます。

その中でも、PFIはPPPの代表的な手法の一つであり、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことです。



3 公共施設等の管理に関する取組み方針

(1) 点検・診断等の実施方針

公共施設等は、市民の利用や経年劣化から生じる損傷、老朽化の進行に伴って本来の機能が低下していきます。そのため、本市が保有する重要な資産とし、適正な管理と安全性を保つ必要があるため、適切な点検及び診断を実施します。

施設管理者による日常点検や診断は、その結果や修繕履歴などを集約しデータベース化することで、適正に管理を行い、安全性を高めます。

(2) 維持管理・修繕等・更新の実施方針

公共施設等の維持管理は、利用者の安全や施設の長寿命化を考え、さらに施設機能の劣化の防止を目的とした、予防保全型の修繕等・更新を実施します。

公共施設等の更新時には、施設建設に運営や維持管理も含めた公民連携の手法を検討していきます。また、PPP/PFI を導入する場合は、他市の事例を参考にするとともに、民間の資金や技術・ノウハウを積極的に活用していきます。

(3) 安全確保の実施方針

公共施設等の安全確保は、利用者の安全を担保することを第一に考えます。

施設管理者は、日頃より安全点検を実施し、施設利用における事故を未然に防ぎます。また、施設担当の所管課と連携することで、万一の事件・事故・災害が発生した時の損害を最小限にとどめ、早期の復旧に努めることで、被害拡大を防ぎます。

また、日ごろの安全管理に加え、災害時には各所管課を中心とした危機管理体制を構築し、市民生活への影響が最小限になるよう安全確保に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

多くの市民が利用する公共施設等について、近い将来に発生が懸念されている南海トラフに起因する大地震等の災害に備えて、耐震性が確保される必要があります。本市の公共建築物は、耐震診断の結果を踏まえて耐震改修が完了していますが、吊り天井などの非構造部材の耐震化が未実施の施設については、改修を進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

市民が利用する公共施設等は、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、機能的な改善も図りながら、長寿命化を推進していく必要があります。

当市において既に策定されている「市有建築物保全計画」、「橋梁長寿命化修繕計画」、「公園施設長寿命化計画」等、方向性や方針の整合性を図り、長寿命化を目指した管理を実施してい

きます。現段階で、長寿命化計画が策定されていない施設については、今後新たに個別の計画の策定を検討し、当計画との整合性を図るものとします。

(6) 更新時の複合化・統合化の検討

今後の人口増加や高齢化の進行に伴って、現在とは異なった新たなニーズが生じる可能性があります。そのため、今後は、今ある施設を最大限に有効活用するとともに、更新時は、異なる用途の施設を複合化することで、施設利用の効率性を向上させるなどの取組みを行っていきます。なお、統廃合においては、関係各所と調整を行ったうえで実施します。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本市では、公共施設等総合管理計画の策定をはじめとした、公共施設等の効率的な維持管理・修繕等・更新についての検討を行ってきました。今後は、本計画に示す基本方針に従い、全庁的に取り組んでいくため、施設の管理運営状況を一元的に管理していきます。

また、個別施設計画及び修繕計画などの施設の長寿命化を図る計画を策定し、公共施設等総合管理計画と相互に連携を図り、公共施設マネジメントを実行していきます。

(8) 近隣市町との広域連携へ向けた検討

本市及び近隣市町は、将来的な人口増加が見込まれる全国的に珍しい地域ですが、高齢化問題は避けることが出来ない課題です。このため、公共施設等のありかたや維持管理方法についても、近隣市町を含めた地域の特性を活かし広域連携を進めていきます。

(9) 大学との連携

本市は、市内に多数の大学が立地し、多くの学生が学ぶ学園都市であり、この特長を活かし、大学の持つ知的財産や人材、学生の力といった資源を活用し、大学・市民・行政が連携したまちづくりを進めていきます。

4 フォローアップの実施方針

当計画は、40年間を見据えた長期にわたる計画のため、中間時期のフォローアップとして、原則10年を目途に計画の見直しを行うこととします。

ただし、当計画の内容については、社会経済情勢の変化や関連する計画の策定・変更など、前提となる条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行います。

当計画の推進にあたっては、個別施設計画及び修繕計画などの実行計画により、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用して進めていきます。

また、施設の再配置の検討が必要で、特に市民にとって影響が大きいと考えられる場合については、十分な合意形成が必要となるため、周知と広報誌や公式ウェブサイトなどで情報を発信していきます。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

1 公共建築物の管理に関する基本方針

1-1 市民文化系施設

a) 集会施設

①対象施設							
施設名称	建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態	
にぎわい交流館	昭和57	34	1	519	S造	指定管理	
②施設管理に関する現状や課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後 34 年を経過しており、老朽化の進行に伴い施設の劣化が見られ、予期せぬ修繕が発生しています。 ・ バリアフリーについて、1 階部分はおおよそ対応しているが、2 階への移動に関して、エレベーター等なくバリアフリーの対策が求められる。しかし、エレベーター等改修スペースの確保は困難である。 ・ 指定管理者により、点検清掃をはじめ施設管理を行っています。 							
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者による適切な点検により、施設の劣化や不具合を早期に発見することで、利用者等の安全確保に努めます。 ・ 施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、施設の長寿命化を図ります。 							

b) 文化施設

①対象施設							
施設名称	建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態	
市民会館	平成1	27	1	7,290	RC造	指定管理	
生涯学習プラザ	平成5	23	1	627	S造	指定管理	
ふれあい工房	平成6	22	1	219	S造	指定管理	
②施設管理に関する現状や課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての施設で建築後 20 年以上を経過しており、市民会館、生涯学習プラザにおいては、設備の老朽化が顕著です。 ・ 保全計画に基づき、限られた予算の中で適切な修繕を行っています。 ・ 全ての施設において、指定管理者による施設管理を行っています。 							
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期的な計画に基づく適切な設備更新等により、長寿命化を図っていきます。 ・ 施設の利活用の促進を図るとともに、運営コストの縮減を図ります。 ・ 法定点検・日常点検を適切に実施することで、施設の劣化や不具合を早期に発見し、利用者等の安全確保に努めます。 							

1-2 社会教育系施設

a) 図書館

①対象施設							
施設名称	建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態	
図書館	平成 20	8	1	6,102	RC 造	直営	
②施設管理に関する現状や課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後の経過年数は 10 年未満であり、比較的新しい施設です。 ・ 稼働率の低いスペースが存在しているため、活用法の検討が必要です。 ・ 清掃・点検業務はいずれも外部委託としており、日常の維持管理結果により見出された劣化・損傷等は早期に修繕を行っています。 ・ 雨漏り、建具や水周りの不具合等、経年による施設や設備の劣化が見られる際は、修繕の予算内で対処を行っています。 ・ 中央監視システム等の取替え等、工事費が高額な案件が発生しています。 							
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針							
<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似施設の状況、稼働状況などを考慮し、利用者の広範囲化などの見直しを行います。 ・ 施設管理者による定期点検、専門家による法定点検を実施し、継続的な施設状況の把握に努めます。 ・ 維持・運営に係るコストの縮減とサービスの充実を目指すため、将来的に委託方法の見直し等を検討していきます。 							

b) 博物館等

①対象施設							
施設名称	建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態	
明治記念館	昭和43	48	1	165	S造	直営	
香久山古窯保護覆屋	平成5	23	1	108	S造	直営	
岩崎城址公園	昭和62	29	2	833	RC造	指定管理	

②施設管理に関する現状や課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての施設で建築後20年以上を経過しており、特に明治記念館は築年数が40年以上経過し老朽化が著しいため、修繕が必要な箇所が多く発生しています。 ・香久山古窯は市内で唯一保存公開されている平安時代の窯跡ですが、すずかぜ公園内に設置されており、保護覆屋の屋根・雨樋へ落葉が堆積します。また、発掘した状態を露出展示しているため、カビの発生や土層の剥離など損傷を受けやすい状態にあります。 ・岩崎城址公園は、指定管理による施設管理を行っていますが、公園内の竹などの植樹が年々隣地等へ越境しており、定期的な点検等が必要です。 							

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針							
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の状況について定期点検を行い、施設の劣化や不具合を早期に発見し、利用者等の安全確保に努めます。 ・明治記念館は、施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の長寿命化を図ります。 ・香久山古窯保護覆屋の必要に応じた樹木の剪定、窯跡本体のカビの発生や土層の剥離等の早期発見及び修繕等を実施し、市指定文化財の適切な保護・管理を実施します。 ・岩崎城址公園は、現在の指定管理者制度を活用し、日常的な点検情報を基に計画的な施設管理を行うとともに、公園内の植樹の定期的な点検による適切な管理を実施します。 							

1-3 スポーツ・レクリエーション系施設

a) スポーツ施設

①対象施設						
施設名称	建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態
スポーツセンター	平成8	20	2	15,791	RC造	指定管理
日進市総合運動公園	昭和62	29	4	3,437	RC造	指定管理
上納池スポーツ公園	平成18	10	1	1,180	RC造	指定管理

②施設管理に関する現状や課題
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツセンター、日進市総合運動公園は建築後20年以上を経過し、設備の老朽化が進んでいます。特に日進市総合運動公園は、プールを含む各施設の老朽化が進む中、魅力ある施設の創出及び安全性を確保した運営が課題となっています。 ・日進市総合運動公園は、現在、再生整備計画を策定中であり、今後順次施設更新・再生を図っていく予定です。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・現在の指定管理者制度を活用し、日常的な点検情報を基に計画的な施設管理を行うとともに、施設の延命化を図ります。 ・法定、日常点検を適切に実施することで、施設の劣化や不具合を早期に発見し、利用者等の安全確保に努めます。 ・施設の利活用の促進を図るとともに、運営コストの縮減を図ります。 ・日進市総合運動公園は、再生整備計画の実行と併せ、指定管理者による日常点検に基づく計画的な修繕を実施することで、施設の長寿命化を図ります。また、プールの存続、廃止については、利用状況、管理効率等、全庁的な施設管理の視点から政策的判断を実施します。

1-4 学校教育系施設

a) 小学校

①対象施設											
施設名称			建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態			
西	小	学	校	昭和 47	44	6	8,059	RC 造	直営		
東	小	学	校	昭和 46	45	9	7,677	RC 造	直営		
北	小	学	校	昭和 42	49	7	7,690	RC 造	直営		
南	小	学	校	昭和 48	43	7	9,633	RC 造	直営		
相	野	山	小	学	校	昭和 56	35	5	7,849	RC 造	直営
香	久	山	小	学	校	平成 5	23	7	11,424	RC 造	直営
梨	の	木	小	学	校	平成 14	14	4	12,526	RC 造	直営
赤	池	小	学	校	平成 19	9	6	11,202	RC 造	直営	
竹	の	山	小	学	校	平成 25	3	5	9,920	RC 造	直営

②施設管理に関する現状や課題									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 梨の木小学校、赤池小学校、竹の山小学校を除く施設は、建築後 20 年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。 ・ 全ての小学校において、現在の施設規模は概ね適正ですが、今後の人口構造の変化に応じて改修・増築等の施設対応を行っていく必要があります。 ・ 機械設備の老朽化が進んできており、時折、部品供給等が停止されていて、修繕ができず、機器更新が必要となり、想定外の出費が出ることがあります。 									

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 東小学校、梨の木小学校では平成 29 年度に学区変更を行います。 ・ いくつかの小学区において、現在より児童数が増加する見込みですが、平成 27 年度増築工事を行った赤池小学校を含め、全ての小学校で利用可能な教室数により対応することができる見込みです。 ・ 学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置を行うとともに、空調・トイレ改修等質的整備も計画的に進めていき、総合的に建物の維持管理を行なっていきます。 ・ 施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の長寿命化を図ります。 ・ 法定、日常点検を適切に実施することで、施設の劣化や不具合を早期に発見し、利用者等の安全確保に努めます。 ・ 従来の改築を中心とした老朽化対策から長寿命化改修への転換を図り、事後保全だけでなく、予防保全を導入することにより、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を目指します。 ・ 特別支援教育の推進に向け、必要に応じて施設改修を行い、適切な教育環境の確保に努めます。 ・ 文部科学省及び厚生労働省が提唱する放課後子ども総合プランの推進のため、学校運営に支障がない範囲で福祉部局との連携を図ります。 									

b) 中学校

①対象施設											
施設名称		建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態				
日	進	中	学	校	昭和 50	41	7	11,648	RC 造	直営	
日	進	西	中	学	校	昭和 53	38	7	13,130	RC 造	直営
日	進	東	中	学	校	昭和 56	35	7	10,497	RC 造	直営
日	進	北	中	学	校	平成 25	3	6	9,920	RC 造	直営
②施設管理に関する現状や課題											
<ul style="list-style-type: none"> ・日進北中学校を除く中学校において、建築後 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいます。 ・全ての中学校において、現在の施設規模は概ね適正であります。今後の人口構造の変化に応じて改修・増築等の施設対応を行っていく必要があります。 											
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針											
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての中学校において生徒数が増加する見込みですが、全ての中学校で利用可能な教室数により対応することができる見込みです。 ・学校建物の損耗、機能低下に対する復旧措置を行うとともに、トイレ改修等質的整備も計画的に進めていき、総合的に建物の維持管理を行なっていきます。 ・施設の老朽化が進んでいることから、計画的な補修を行い、現施設の長寿命化を図ります。 ・法定、日常点検を適切に実施することで、施設の劣化や不具合を早期に発見し、利用者等の安全確保に努めます。 ・従来の改築を中心とした老朽化対策から長寿命化改修への転換を図り、事後保全だけでなく、予防保全を導入することにより、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を目指します。 											

c) その他教育施設

①対象施設							
施設名称	建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態	
給食センター	平成13	15	1	3,527	S造	直営	
教育支援センター	平成17	11	1	244	S造	直営	
②施設管理に関する現状や課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・両施設ともに築年数20年未満ですが、経年による劣化に伴い施設や設備に不具合が発生してきているため、今後、計画的な修繕及び更新が必要となります。 ・学校給食センターの厨房機器の平均的な耐用年数は10～15年といわれています。現在保守点検の結果を基にした管理を行っていますが、機器の使用頻度・状態によっては、早急に対応を要するものと、対応に期間を要するものがあるため、調理業務の停止に至ることのないよう留意する必要があります。 							
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針							
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の安全性・機能性を確保するため、日常的、定期的な点検を実施し、計画的な修繕を実施します。 ・学校給食センターにおいては、設備や厨房機器の不具合のため調理業務が停止しないよう、日常的な点検による不具合の早期把握を実施するとともに、厨房機器保守点検の結果から、厨房機器を計画的に更新する必要があります。 							

1-5 子育て支援施設

a) 保育園

①対象施設									
施設名称			建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態	
西	部	保 育 園	昭和 54	37	2	1,267	S 造	直営	
北	部	保 育 園	平成 19	9	1	1,585	RC 造	直営	
中	部	保 育 園	平成 10	18	1	1,497	RC 造	直営	
新	ラ	田 保 育 園	平成 21	7	1	1,679	RC 造	直営	
東	部	保 育 園	昭和 50	41	2	1,080	S 造	直営	
南	部	保 育 園	昭和 51	40	3	1,420	S 造	直営	
梅	森	保 育 園	昭和 52	39	1	781	S 造	直営	
三	本	木 保 育 園	昭和 55	36	1	873	S 造	直営	
北	新	田 保 育 園	昭和 55	36	1	1,001	S 造	直営	
米	野	木 台 西 保 育 園	平成 27	1	1	1,349	S 造	指定管理	
②施設管理に関する現状や課題									
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての保育園のうち半数以上が建築後 30 年以上を経過し、老朽化が進行しており、計画的な大規模改修が必要です。 ・市有建築物保全計画に基づき、施設の改修・修繕を予算内で実施していますが、修繕対応については、不具合の発生したところからその都度対応する事後的な対応となっています。 ・米野木台西保育園は指定管理委託による運営になっており、その他の保育園は直営となっています。 									
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針									
<ul style="list-style-type: none"> ・市有建築物保全計画に基づき、計画的に施設の改修、修繕を行うことにより、建物の長寿命化を図り、中長期的なトータルコストの縮減や予算の平準化を目指します。 ・事後的な修繕対応から予防的な対応への切り替えを図るとともに、工事施工業者の提案に対する確な判断を行い、より効率的な改修や修繕の実施を図ります。 ・指定管理制度の更なる活用や、省エネに対応した設備の導入などを検討し、運営・管理コストの削減を図ります。 									

b) 幼児・児童施設

①対象施設						
施設名称	建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態
つつしん子育て総合支援センター	平成 13	15	1	234	S造	指定管理
みなみ放課後子ども教室	平成 18	10	1	320	S造	委託(直営)
②施設管理に関する現状や課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後 10～15 年を経過し、経年による劣化に伴い施設や設備に不具合が発生してきています。したがって、安全性・機能性の確保のため定期的な修繕が必要です。 ・ 指定管理による、建物や設備の保守管理、清掃等を実施しています。 						
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針						
<ul style="list-style-type: none"> ・ つつしん子育て総合支援センターは、子育て世代に対して相談や情報交換などを行っている重要な場所のため、今後も同様の利用が見込まれることから、維持していく必要があります。 ・ みなみ放課後子ども教室は、年間 16,000 人余りの子どもの利用があり、放課後を安心・安全に過ごし、学習や活動の体験を提供している重要な場所のため、今後も同様の利用が見込まれることから、維持していく必要があります。 ・ 施設管理者による定期的な点検を実施することにより、長期的・計画的な修繕で施設の長寿命化を図ります。また、内装の劣化など施設機能に影響の無いものについては、安全性を確保したうえで、継続して使用しコスト縮減に取り組んでいきます。 						

1-6 保健・福祉施設

a) 高齢福祉施設

①対象施設						
施設名称	建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態
高齢者生きがい活動センター	昭和 63	28	1	617	S造	指定管理
②施設管理に関する現状や課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築後 28 年を経過し、老朽化が進行しています。 ・ 現在の利用状況に対しては適正な施設規模ですが、今後の人口の変化に対応していく必要があります。 ・ 年 2 回の消防点検、機械警備による常時警備等を実施し、利用者の安全性確保のため万全を期しています。 						
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全庁的な判断基準に基づく維持修繕、計画的な補修等を実施し、施設の長寿命化を図ります。 ・ 法定、日常点検を適切に実施することで、施設の劣化や不具合を早期に発見し、利用者等の安全確保に努めます。 						

b) 障害福祉施設・児童福祉施設

①対象施設						
施設名称	建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態
障害者福祉センター (地域生活支援センター)	平成 24	4	1	428	W 造	指定管理
障害者福祉センター (子ども発達支援センター)	平成 24	4	1	567	W 造	指定管理
②施設管理に関する現状や課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・築年数 4 年と比較的新しい施設ですが、修繕が必要となる施設・設備の不具合が生じた場合は、利用者の安全性・利便性を優先し、速やかな対応が必要です。 ・電灯の LED 化等による設備の省エネ対策、指定管理事業者による運営管理コストの削減を実施しています。 ・自転車駐輪場の屋根の設置、通路の雨除け屋根の拡大等、雨天時の利用に対する改善の課題があります。 						
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針						
<ul style="list-style-type: none"> ・法定、日常点検を適切に実施することで、施設の劣化や不具合を早期に発見し、利用者等の安全確保に努めます。 ・指定管理委託を通し、運営、管理コストの削減や設備における省エネ対策のさらなる推進を検討します。 						

c) 保健施設

①対象施設						
施設名称	建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態
保健センター	昭和 58	33	3	1,344	RC 造	直営
②施設管理に関する現状や課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・建築後 30 年以上を経過し、施設及び備品の老朽化が進んでいます。 ・平成 25 年度に策定した「保健センター大規模改修計画」（計画期間：平成 26 年度から平成 60 年度）及び市有建築物保全計画に基づき、予算の範囲内で改修・修繕を実施しています。 ・施設は直営で運営しており、清掃、設備保守等維持管理業務の多くを委託しています。 						
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針						
<ul style="list-style-type: none"> ・「保健センター大規模改修計画」及び市有建築物保全計画に基づき、今後も修繕及び長寿命化のための大規模改修を実施する予定ですが、日進中央線の整備区間に入っており、施設の移転が必要になる可能性があるため、同路線の整備進捗に合わせ対応していきます。 ・市の人口は今後も増加が見込まれることから、健康課の担う母子保健・成人保健・健康増進業務は増加すると考えられるため、効率的・効果的な業務の推進を図るとともに、施設規模の拡大や他施設との複合化等を視野に入れた施設の維持を検討していきます。 						

d) その他社会福祉施設

①対象施設							
施設名称	建築年度	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態	
北部福祉会館	平成19	9	1	1,622	RC造	直営	
岩崎台・香久山福祉会館	平成15	13	3	1,828	RC造	直営	
相野山福祉会館	平成11	17	1	1,388	RC造	直営	
西部福祉会館	平成21	7	1	1,814	RC造	直営	
東部福祉会館	昭和55	36	1	822	RC造	直営	
南部福祉会館	昭和58	33	2	657	S造	直営	
中央福祉センター	平成7	21	1	2,882	RC造	指定管理	
福祉情報センター	平成12	16	1	65	木造	指定管理	
②施設管理に関する現状や課題							
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の増加と経年劣化により、建物への負担が大きくなっており、特に東部福祉会館、南部福祉会館においては、建築後30年以上経過し劣化箇所が多数見られます。 ・市有建築物保全計画に基づき、限られた予算の中で適切な修繕を実施し、建物の機能性・安全性を維持しています。 ・福祉会館6施設は直営となっており、各施設の清掃、点検業務においては、日常及び定期的に専門業者が実施しており、不具合が発生した場合はその都度、専門業者による対応を実施しています。 ・中央福祉センター、福祉情報センターは、指定管理者制度を導入しており、日々の職員チェックに加え、指定管理者による清掃、設備機器の点検、消防点検等による施設維持管理を実施しています。 							
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針							
<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検等による不具合箇所の早期発見に努め、利用者の安全を確保します。 ・施設の機能性を維持し、適切なサービスを継続的に提供するため、計画的な補修・修繕による施設の長寿命化を図ります。 							

1-7 医療施設

a) 医療施設

①対象施設						
施設名称	建築	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態
休日急病診療所	平成7	21	1	338	RC造	指定管理
②施設管理に関する現状や課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・中央福祉センターの併設施設であり、建築後21年が経過し施設の老朽化が進行しています。 ・施設の管理運営については指定管理者制度を導入しており、医療業務及び建物管理業務、清掃、警備、空調・消防設備保守、廃棄物処理運搬を行っています。 ・本施設については、日進市のほかに長久手市・東郷町の二市一町での共同運営という形式をとっており、運営費の一部及び使用料を他市町が負担しています。 						
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針						
<ul style="list-style-type: none"> ・市有建築物保全計画に基づき、長寿命化のための改修を実施し、施設の長寿命化を図ります。 ・管理運営方法については、市の直営、医師会、輪番制、他市町診療所での運営等、現在の方法にとらわれない方向も含めて検討していきます。運営の方法によっては建物の修繕のあり方についての規定を策定する必要があります。 ・トイレ改修やインターホンの増設等、機能性の向上のための整備についても検討していきます。 						

1-8 行政系施設

a) 庁舎等

①対象施設								
施設名称			建築	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態
本	庁	舎	昭和 54	38	2	7,702	SRC 造	直営
北	庁	舎	昭和 37	54	1	1,762	RC 造	直営
②施設管理に関する現状や課題								
<ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎は建築後 38 年、北庁舎は 54 年が経過しており、施設及び設備の老朽化が顕著です。 ・維持管理業務については、業務内容に伴い複数の業者に委託発注をしています。 ・本庁舎、北庁舎は建築基準法第 12 条に定める定期報告を要する建築物であり、点検・報告を行っている施設です。 								
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針								
<ul style="list-style-type: none"> ・市有建築物保全計画に基づく、投資的経費の確保及び予防保全の実施を行い、施設の長寿命化による維持を図りますが、北庁舎のように保全台帳に記載していない建物については、複合化等を含め耐用年数経過後の施設のあり方を検討します。 ・業務内容ごとに発注を行っている施設管理業務については、一括発注及び複数年度における契約を検討し、コスト削減を図ります。また、所管部署を超えた他施設との一括発注も検討し、全庁的かつ効率的な施設管理を目指します。 								

b) その他行政系施設

①対象施設										
施設名称			建築	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態		
中	央	環	平	成	11	17	2	426	S 造	指定管理
防	災	倉	昭	和	56	35	1	104	RC 造	直営
②施設管理に関する現状や課題										
<ul style="list-style-type: none"> ・中央環境センターは、建築後 17 年が経過し、経年劣化に伴う施設や設備の不具合が発生してきているため、安全性・機能性の確保のため定期的な修繕が必要です。 ・中央環境センターでは、他自治体のように経費をかけ収集車を走らせることなく、市民の協力により資源回収が行われており、県内でトップクラスのごみのリサイクル率となっていますが、利用人数の増加に伴う駐車場の不足が課題となっています。 ・防災倉庫は、建築後 35 年を経過しており、老朽化が進行し、平成 26 年度の点検では、外装部分（屋根、外壁、庇等）に修繕の必要性が確認されています。 										
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針										
<ul style="list-style-type: none"> ・中央環境センターは、段階的に予防保全を行っていくことで、大規模な修繕を避け、コスト削減を検討しています。また、指定管理者制度または長期契約による管理運営業務委託方式により、環境学習やごみ減量施策も合わせた事業の推進を図ります。 ・防災倉庫は、落下防止対策及び施設、設備の維持管理を含めて総合的に今後のあり方を検討します。 										

1-9 公園

a) 公園内施設

①対象施設						
施設名称	建築	築年数	棟数	延床面積	構造	管理形態
北高上緑地事務所	平成24	4	1	34	S造	直営
野方三ツ池公園交流館	平成12	16	1	230	RC造	直営
②施設管理に関する現状や課題						
<ul style="list-style-type: none"> ・北高上緑地事務所は平成24年度、野方三ツ池公園交流館は平成12年度より運用しており、野方三ツ池公園交流館においては、建築後16年を経過し老朽化が進行しつつあります。 ・野方三ツ池公園交流館については、業務委託による施設管理を行っています。 ・野方三ツ池公園交流館は、管理事務所兼集会所（有料）施設として運用しており、集会所スペースは普段開放していますが、団体等による有料利用率は低くなっています。 						
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針						
<ul style="list-style-type: none"> ・不具合の報告等を受けた場合は、早期、軽微な段階での修繕・工事等に努め、施設の長期利用を図ります。 ・野方三ツ池公園交流館については、市HPの掲載内容を見直し、集会所施設の利用増進、有効活用を図ります。 						

2 インフラ資産の管理に関する基本方針

2-1 道路

a) 道路舗装（幹線道路、生活道路）

①対象施設

幹線道路：61,874m、生活道路：358,760m

②施設管理に関する現状や課題

- ・重要路線（センターラインのある道路）と位置づけている56kmについて、路面性状調査を実施し作成した舗装修繕計画（平成26年度策定）に基づき修繕工事を実施しています。
- ・重要路線以外の重要路線以外の道路については、日常点検により維持管理を行っています。
- ・管理数が多く、事業費の確保が大きな課題となっています。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・重要路線については、国交省より示される「総点検実施要領（案）」及び「舗装の調査要領（案）」に基づき、定期点検と診断を実施します。重要路線以外については、日常点検により管理を行います。
- ・重要路線を中心に、点検結果より明らかになった損傷程度に基づき修繕計画を策定し、計画的な舗装の維持管理を実施していきます。
- ・道路管理者が実施する日常点検や市民からの通報により、舗装の陥没、損傷などを早期に発見し、利用者の安全性の確保のため、適切な対応を図ります。
- ・路面性状調査結果より $MCI \leq 3.0$ （早急に修繕が必要）の箇所に対して、舗装の構造的な支持力評価を行い、適切は補修を計画的に実施します。
- ・専門技術者を配置し道路施設を総合的かつ適切に管理します。

b) 道路照明灯、道路案内標識

①対象施設

道路照明灯：383基（重要路線）、道路案内標識：14基（重要路線）

②施設管理に関する現状や課題

- ・重要路線（センターラインのある道路）に設置されている道路照明灯383基、道路案内標識14基について、平成26年度に点検を実施し、道路照明灯については平成26年度に策定した修繕計画に基づき修繕工事を実施しています。
- ・重要路線以外に設置されている道路照明灯については、日常点検により維持管理を行っています。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・重要路線については、国交省より示される「総点検実施要領（案）」及び「附属物点検要領」に基づき、定期点検と診断を実施します。重要路線以外については、日常点検により管理を行います。
- ・重要路線を中心に、点検結果より明らかになった損傷程度に基づき修繕計画を策定し、計画的な維持管理を実施していきます。
- ・道路管理者が実施する日常点検及び市民からの通報により、異常や損傷などを早期に発見し、利用者の安全性の確保のため、適切な対応を図ります。
- ・道路照明灯のLED化により長寿命化を図ります。
- ・専門技術者を配置し道路施設を総合的かつ適切に管理します。

c) 橋梁

①対象施設
15m以上：52 橋、15m未満：36 橋
②施設管理に関する現状や課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 64 橋に対し、平成 24 年度に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づく修繕工事を実施しています。 ・ 87 橋に対して平成 26～28 年度に近接目視による点検を実施（平成 30 年度に 1 橋実施）していますが、未認定道路に架かっている橋梁については点検対象外となっています。 ・ 管理数が多く、事業費の確保が大きな課題となっています。
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国交省より示される「道路橋定期点検要領」及び「橋梁定期点検要領」に基づき、近接目視により 5 年に 1 度の定期点検と診断を実施します。 ・ 点検結果より明らかになった損傷程度に基づき修繕計画を策定し、予防保全型の修繕、計画的な更新（架け替え）による維持管理を実施していきます。 ・ 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき危険度の高い橋梁より優先的に修繕を行うとともに、日常点検により異常や損傷などを早期に発見し、利用者の安全性の確保のため、適切な対応を図ります。 ・ 市が指定する緊急輸送道路上に架かる橋梁について、落橋防止システムの設置や耐震化を順次進めていきます。 ・ 健全度を基に損傷原因に応じた適切な補修を計画的に実施することで、橋梁の長寿命化を図り、100 年以上使用することを目標とします。 ・ 専門技術者を配置し道路施設を総合的かつ適切に管理していきます。

d) 横断歩道橋

①対象施設
横断歩道橋：8 橋
②施設管理に関する現状や課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 26 年度に実施した近接目視による点検を踏まえ、平成 27 年度に策定した修繕計画に基づき、平成 28 年度より修繕工事を実施しています。
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国交省より示される「横断歩道橋定期点検要領」及び「歩道橋定期点検要領」に基づき、近接目視による 5 年に 1 度の定期点検と診断を実施します。 ・ 点検結果より明らかになった損傷程度に基づき、修繕計画を策定し予防保全型の修繕、計画的な更新（架け替え）により橋梁の維持管理を実施していきます。 ・ 日常点検により歩道橋の異常、損傷などを早期に発見し、利用者の安全性の確保のため、適切な対応を図ります。 ・ 健全度を基に損傷原因に応じ適切な補修を計画的に実施し、歩道橋の長寿命化を図ります。 ・ 専門技術者を配置し道路施設を総合的かつ適切に管理します。

e) よう壁・のり面

①対象施設
よう壁・のり面：38箇所（重要路線）
②施設管理に関する現状や課題
<ul style="list-style-type: none"> ・重要路線（センターラインのある道路）に設置されている38箇所について、平成26年度に実施した点検を基に、平成28年度に修繕計画を作成しました。 ・重要路線以外のよう壁・のり面については、日常点検により維持管理を行っています。 ・管理数が多く、事業費の確保が大きな課題となっています。
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・重要路線については、国交省より示される「総点検実施要領（案）」及び「道路のり面工・土工構造物の調査要領（案）」に基づき、定期点検と診断を実施します。重要路線以外については、日常点検により管理を行います。 ・重要路線を中心に、点検結果より明らかになった損傷程度に基づき修繕計画を策定し、計画的な維持管理を実施していきます。 ・道路管理者が実施する日常点検及び市民からの通報により、異常や損傷などを早期に発見し、利用者の安全性の確保のため、適切な対応を図ります。 ・損傷度を基に損傷原因や損傷度合いに応じた適切な補修を計画的に実施していきます。 ・専門技術者を配置し道路施設を総合的かつ適切に管理します。

f) その他道路施設

①対象施設
駅前広場：3箇所（15,700㎡）、カーブミラー：725基、街路樹（高木）：2,963本
②施設管理に関する現状や課題
<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検、土木要望及び市民からの通報により維持修繕を行っています。 ・管理数が多く、事業費の確保が大きな課題となっています。
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検、土木要望及び市民からの通報により管理を行います。 ・道路管理者が実施する日常点検及び市民からの通報により、異常や損傷などを早期に発見し、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図ります。 ・長寿命化を図れる施設ではないため、予防保全型ではなく事後保全型の修繕により維持管理を行います。 ・専門技術者を配置し道路施設を総合的かつ適切に管理します。

g) 雨水貯留施設

①対象施設

雨水貯留施設：2箇所

②施設管理に関する現状や課題

- ・当施設は、平成26年度に管理移管を受けた旧日東東山集中浄化槽を、平成27、28年度に雨水貯留槽に転用したものであり、老朽化が進んでいます。
- ・用地については、業務委託による場内草刈等の維持管理を実施しています。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・今後必要とされる点検と診断を実施し、明らかになった損傷程度に基づき、修繕などによる施設の維持管理を行い、安全性・機能性を確保します。
- ・健全度を元に、外観損傷が発生している段階で損傷原因に応じた適切な補修を計画的に実施することで、施設の長寿命化を図ります。
- ・施設の更新時期に合わせて、耐用年数、使用頻度及び機能評価等から、廃止等の可能性を検討していきます。

2-2 河川

①対象施設

準用河川：3km、普通河川：17km、樋門・樋管：340箇所、調整池：24箇所、水路工作物：1,186km（雨水管渠含む）

②施設管理に関する現状や課題

- ・ 日常点検、土木要望及び市民からの通報により維持修繕を行っています。
- ・ 管理数が多く、一部台帳が未整備である。
- ・ 施設量が多く、事業費の確保が大きな課題となっています。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・ 将来的には、国交省より示される「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」に基づき定期点検と診断を実施します（当面の間は、日常点検、土木要望及び市民からの通報により管理を行う）。水路工作物については日常点検、土木要望及び市民からの通報により管理を行います。
- ・ 主要施設（準用河川、普通河川、樋門・樋管、調整池）については点検結果より明らかになった損傷程度に基づき予防保全型の修繕を将来的に行います。（当面の間は、事後保全型の修繕により維持管理を実施）
- ・ 河川管理者が実施する日常点検及び市民からの通報により、異常や損傷などを早期に発見し、利用者の安全性の確保のため、適切な対応を図ります。
- ・ 主要施設については、健全度を基に損傷原因や損傷度合いに応じた適切な補修を計画的に実施していきます。水路工作物については、長寿命化を図れる施設ではないため、予防保全型ではなく事後保全型の修繕により維持管理を行います。

2-3 治山・砂防施設

①対象施設

急傾斜地等保護法面：1箇所

②施設管理に関する現状や課題

- ・ 日常点検、土木要望及び市民からの通報により維持修繕を行っています。
- ・ 計画的な維持管理が困難な状況です。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・ 日常点検、土木要望及び市民からの通報により管理を行います。
- ・ 道路管理者が実施する日常点検及び市民からの通報により、異常や損傷などを早期に発見し、施設利用の安全性の観点により、適切な対応を図ります。
- ・ 長寿命化を図れる施設ではないため、予防保全型ではなく事後保全型の修繕により維持管理を行っていきます。
- ・ 専門技術者を配置し治山・砂防施設を総合的かつ適切に管理していきます。

2-4 公園

①対象施設

都市公園：60箇所（都市緑地1箇所、近隣公園5箇所、街区公園54箇所）、
児童遊園：13箇所、ちびっこ広場：33箇所、多目的広場：10箇所、その他広場：53箇所、
運動公園：1箇所、地区公園：1箇所、歴史公園：1箇所

②施設管理に関する現状や課題

- ・平成23、24年度に都市公園を対象に策定した「日進市公園施設長寿命化計画」に基づき、整備を実施しています。
- ・職員による日常点検及び委託業者による月次保守点検・年次定期点検を実施し、不具合の早期発見に努めるとともに、行政区長による要望書、公園等愛護会会員からの報告等により不具合を発見した場合、緊急性や必要性等から判断して順次修繕工事等を実施しています。
- ・要望内容が多様化していることや公園の規模が大小様々であること、利用状況により修繕必要施設が長寿命化計画想定以外にも発生すること等から、十分な予算確保が必要となります。
- ・今後も土地区画整理事業の施行に伴う施設移管等が見込まれ、維持管理費に係る予算の増加が予測されます。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・公園設備の点検、修繕等については、国土交通省策定の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び「公園施設長寿命化計画策定指針」、一般社団法人日本公園施設業協会（JPF A）策定の「遊具の安全に関する規準」及び「遊具の日常点検マニュアル」に基づき実施します。
- ・限られた予算内での安全性の確保が必要なため、長寿命化計画による修繕・更新計画よりも、実質的な保守点検時の報告を重視し、随時、緊急性や必要性等から優先順位付けを行い、修繕を行います。また、日常点検時等に施設に危険な状況が確認された場合は、速やかに使用禁止等の安全対策を行います。
- ・今後は、「日進市公園施設長寿命化計画」（平成25年度～平成34年度）の必要に応じた見直しや次期計画を策定していきます。また、一般施設については、5年に1回健全度調査を実施します。
- ・統合や廃止については「日進市総合計画」や「日進市都市マスタープラン」、「日進市緑の基本計画」を始めその他関連計画との整合を計りながら、行政区等の意見を踏まえ、必要に応じて検討します。
- ・十分な職員数、特に技師を確保の上で必要となる各種研修を受講し、遊戯施設の修繕等を適切に行っていきます。

2-5 農業施設

a) ため池

①対象施設
ため池：42箇所
②施設管理に関する現状や課題
<ul style="list-style-type: none"> ・堤体の老朽化により、取水工付近からの漏水がみられます。 ・長年の波浪等による侵食が進んでおり各所で法面を滑落させ堤体断面が不足しています。 ・堤体の維持のため、繁茂した草木の伐採は、年1回となっています。
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・点検等によって明らかになった損傷程度に基づき、修繕などにより雨水貯留施設の維持管理を実施し、必要な施設のみ更新することでライフサイクルコストの平準化・最小化を図ります。 ・施設管理者が実施する通常点検により、施設の異常、損傷などを早期に発見し、安全性の確保のため、適切な対応を実施します。 ・健全度を元に、外観損傷が発生している段階で損傷原因に応じた適切な補修を計画的に実施することで、施設の長寿命化を図ります。 ・定期的に点検と診断を実施し、耐用年数、使用頻度及び機能評価等から、今後の維持管理等の方針を検討していきます。

b) 農業用水

①対象施設
農業用水：8,214km
②施設管理に関する現状や課題
<ul style="list-style-type: none"> ・長年の使用等による侵食の進行と各所で破損による漏水がみられ修繕の必要があります。 ・定期的に草刈や清掃などを行っています。 ・各所で破損がみられ、その都度修繕を実施していますが、老朽化により頻繁に修繕が必要となるため、今後も膨大な費用が見込まれます。
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
<ul style="list-style-type: none"> ・点検等によって明らかになった損傷程度に基づき、修繕などにより雨水貯留施設の維持管理を実施し、必要な施設のみ更新することでライフサイクルコストの平準化・最小化を図ります。 ・施設管理者が実施する通常点検により、施設の異常、損傷などを早期に発見し、安全性の確保のため、適切な対応を図ります。 ・健全度を元に、外観損傷が発生している段階で損傷原因に応じた適切な補修を計画的に実施することで、施設の長寿命化を図ります。 ・定期的に点検と診断を実施し、耐用年数、使用頻度及び機能評価等から、今後の維持管理等の方針を検討していきます。

2-6 下水道

a) 下水道管路

①対象施設

下水道管路：254km

②施設管理に関する現状や課題

- ・現在の下水道供用開始面積は910.17 ㍍であり、全体計画の1,487 ㍍に対しては61.2%、事業計画面積の1,109 ㍍に対しては82.1%となっています。
- ・施設の老朽化が進んでいるため、平成25年度に劣化予測・被害想定等からカメラ調査実施時期を定めた「日進市公共下水道管路施設長寿命化基本計画」を策定し、優先度の高い箇所からカメラ調査を実施しています。この調査結果に基づき管路施設の長寿命化計画を策定し、改築・更新に着手していきます。
- ・老朽化が進んでいる施設について、計画的に調査、改築・更新をしていく必要がありますが、施設量が多いこと、汚水処理概成のため今後も下水道整備を続けていくことから、事業費の確保が大きな課題となっています。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・一定周期での点検・調査を実施する計画を策定し、既存の管渠施設の調査を実施します。腐食想定箇所については、改正下水道法に基づき5年に1回以上の頻度で点検を実施します。
- ・予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、点検・調査の結果に基づき対策実施の緊急度が高いとされる箇所について管更生・布設替え等により、長寿命化対策を実施することで、道路陥没等の事故の未然防止及びライフサイクルコストの平準化・最少化を図ります。
- ・施設の更新には多額の事業費が必要となるため、今後は「(仮称)下水道ストックマネジメント計画」を策定し、国庫交付金を活用した効率的・経済的な施設の更新を実施します

b) マンホールポンプ

①対象施設

マンホールポンプ：25 施設

②施設管理に関する現状や課題

- ・市内にマンホールポンプが 25 箇所あります。監視と定期点検を行っており、監視は電話回線を使用して 24 時間実施しています。定期点検は保守点検業務委託として、項目に応じて年 1~2 回実施しています。
- ・最も古いもので設置後 20 年程度経過しており、部分的な修繕は行っていますが、今後は大規模な修繕・更新が必要となるため、事業費の確保が課題となっています。
- ・マンホールポンプは 24 時間稼働しており、停止した場合、汚水の流下に直接影響するため、重大な支障が生じる前に整備・更新する必要があります。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・マンホールポンプ停止による汚水の滞留を未然に防ぐため、保守・点検結果に基づき緊急度の高い施設については優先的に改築・更新を実施していきます。
- ・施設の更新には多額の事業費が必要となるため、今後は「(仮称) 下水道ストックマネジメント計画」を策定し、国庫交付金を活用した効率的・経済的な施設の更新を実施します。

c) 下水道終末処理場

①対象施設

下水道終末処理場：2 施設（北部浄化センター、南部浄化センター）

②施設管理に関する現状や課題

- ・ 北部浄化センターは供用開始後 28 年が経過し、施設・設備の老朽化により順次大規模改修を行う必要があり、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて長寿命化計画に基づく改築・更新工事を行っています。南部浄化センターは平成 16 年に供用開始しており、施設・設備の老朽化は進んでいないものの、今後施設の増設を計画しています。
- ・ 北部浄化センターは更なる維持管理経費の削減を目的に包括的民間委託を導入していますが、南部浄化センターは流入量に応じて、今後施設の増設が計画されていることから、通常の運転管理等業務委託を長期継続契約にて行います。
- ・ 南部処理区については、今後も面整備を進めるため、南部浄化センターの処理池増設が必要となってきますが、多額の事業費が必要になるほか、施設が増加することになるため、計画的な整備が必要です。
- ・ 北部浄化センターについては、「総合地震対策計画」に基づき、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて沈砂池管理棟の耐震補強工事を実施しています。南部浄化センターについてはレベル 2 地震動対応済となっています。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・ 施設、設備の安定した機能確保の観点から、点検により動作不良等の異常を早期に発見し、点検結果に基づき、予防保全型の修繕や計画的な整備・更新を実施します。また、機器の損耗及び劣化状況を考慮し、順次計画を策定し、施設の長寿命化を図ります。
- ・ 施設の更新には多額の事業費が必要となるため、今後は「(仮称) 下水道ストックマネジメント計画」を策定し、国庫交付金を活用した効率的・経済的な施設の更新を実施します。

d) 農業集落排水（管路・処理場）

①対象施設

農業集落排水 管路:2.8km、処理場:1施設

②施設管理に関する現状や課題

- ・ 供用開始後の経過年数は20年未満となっており、老朽化はそれほど進行していません。平成28年4月1日現在、計画処理人口470人に対して供用開始区域内人口184人、対象戸数99戸に対して供用開始区域内世帯は66世帯です。
- ・ 民間活力を利用し、平成26年度から北部浄化センターとともに複数施設での包括的民間委託を導入しています。
- ・ 今後、国の方針に従い、点検・機能診断結果に基づく個別施設計画及び修繕計画の策定が必要です。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・ 国が策定した「インフラ長寿命化計画」において策定が求められている「個別施設計画及び修繕計画」は、農山漁村地域整備交付金の補助メニューである「最適整備構想」でもってそれとみなすこととされているため、本交付金を活用し、点検・機能診断と最適整備構想の策定を行います。
- ・ 点検・調査の結果に基づき評価を実施し、計画的に施設の更新を行ってライフサイクルコストの平準化・最少化を図ります。事故を未然に防ぐため、緊急度の高い施設については優先的に改築・更新を実施していきます。
- ・ 処理場については旧耐震基準であるため、耐震診断の結果、必要があれば対応します。
- ・ 施設の更新には多額の事業費が必要となるため、国庫交付金を活用し、効率的・経済的に施設の更新を実施します。

2-7 防犯施設

a) 共架式防犯灯

①対象施設
共架式防犯灯：7,150 基
②施設管理に関する現状や課題
・ 大部分の防犯灯が平成 26 年 2 月に蛍光灯から LED に変わり、長寿命化が実施されています。球切れなどの故障については、大幅に軽減されており、電気料についても縮減されています。
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
・ LED 防犯灯の寿命は約 15 年であるため、点検・診断等については、適切な維持管理を行い、計画的な修繕・更新を実施します。

b) ポール式防犯灯

①対象施設
ポール式防犯灯：577 基
②施設管理に関する現状や課題
・ 地域で設置した防犯灯についても移管を受け、市で管理していますが、老朽化しているものも見受けられるため、現状把握を行い、塗装など修繕する必要があります。 ・ 市民からの通報により、ポールの修繕を行っていますが、事前の修繕や更新作業などは行っていない状況です。
③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
・ 古くから設置されている防犯灯については、職員による目視点検を行い、判断が困難な箇所においては、専門業者による点検を実施し、修繕等により安全性・機能性を確保します。 ・ 設置年月日を記録した台帳管理を実施し、耐用年数（40 年）に基づき計画的な修繕・更新を実施します。

2-8 消防・防災施設

a) 防火水槽

①対象施設

防火水槽：220 基（飲料水兼用耐震性貯水槽 4 基、防火水槽 216 基）

②施設管理に関する現状や課題

- ・設備のほとんどが地下に埋設されていることから、予算措置をして保守点検をしている飲料水兼用耐震性貯水槽を除き、老朽化の現状のすべてを把握できていません。また、図面の存在していない貯水槽が多く、内部の構造などが不明確となっています。
- ・飲料水兼用耐震性貯水槽については、4年に1度の保守点検のほか、愛知中部水道企業団による水質管理が行われています。また、防火水槽については、尾三消防本部と消防団によりそれぞれ年に1度目視による点検が行われています。
- ・耐震化については、既の実施されています。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・飲料水兼用耐震性貯水槽については、4年に1度の保守点検を継続して実施します。また、防火水槽については、尾三消防本部と消防団による目視による点検を継続するほか、打診による亀裂の有無の確認についても検討し、計画的な修繕等による維持管理に努めます。
- ・防火水槽は、防火水槽の異常や損傷の早期発見と適切な対処により耐用年数である50年は使用できるように努めます。
- ・災害時の役割を果たすための定期的な保守点検に努めるほか、消防団や地域の自主防災組織の活動においても、施設に触れる機会を設ける等して管理の質の向上を目指します。

b) 防災無線施設

①対象施設

防災無線施設：78 基（本局 1 基、半固定型 53 基、車載型 10 基、携帯型 14 基）

②施設管理に関する現状や課題

- ・施設の整備後10年以上が経過し、各種部品の調達が困難になってきています。また、無線設備規則の改正に伴い、平成34年11月までに施設の改修が必要となっています。
- ・災害時の電波輻輳時の情報伝達手段であり、毎年定期的な保守点検を実施しています。
- ・国費や県費の補助金に該当するものが現時点ではないため、改修に要する多額の費用を負担する必要があります。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・引き続き、毎年定期的な保守点検を実施します。
- ・保守点検の際、不具合や損傷等を把握し、計画的な修繕等による維持管理に努めます。
- ・定期的な保守点検等を通じて防災無線施設の異常や損傷の早期発見に努め、適切な対処によりポールや機器の維持管理を行います。
- ・災害時に情報伝達手段として活用できるようにするため、日頃から施設間や地域との連絡手段として使用することで、機能性の確保を図ります。

c) 災害用資器材倉庫

①対象施設

災害用資器材倉庫：65 箇所

②施設管理に関する現状や課題

- ・ 設置後 30 年以上経過し、老朽化が進行している施設があります。
- ・ 資器材の搬入や入替等の際、職員及び倉庫利用者による点検等を随時実施しています。
- ・ 経年劣化や損傷等の度合いを一様に把握出来ておらず、また、地域や場所により倉庫の使用頻度が異なるため、整備計画の策定が困難となっています。
- ・ 既存の倉庫を更新する際は、更新作業中の資器材の一時保管スペースの確保も課題となります。
- ・ 災害時に活用するため、アンカーで固定する等の措置を実施しています。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・ 倉庫への資器材の搬入や入替、地域の防災訓練等で使用する際に、目視等による経年劣化や損傷箇所等の早期の把握に努め、適切な対処により、安全性を確保した長寿命化を目指します。
- ・ 災害時のみならず、日頃の訓練や活動を通じて、多くの職員や市民に防災用資器材倉庫の存在を認知してもらうことで、管理の質の向上を目指します。

2-9 その他

①対象施設

自転車駐車場：6箇所

②施設管理に関する現状や課題

- ・米野木駐輪場については、屋根が設置されており、台風時等に風で屋根が壊れた場合に事後的な修繕を行っています。

③公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- ・駐輪場については、適切に維持管理を実施していき長寿命化を図ります。

日進市公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月

発行：日進市

編集：日進市総務部財政課

住所：〒470-0192

愛知県日進市蟹甲町池下 268 番地

HP：<http://www.city.nisshin.lg.jp>